

京都市地球温暖化対策計画

～理解から行動へ～

平成18年8月

京 都 市

<目 次>

第1章	これまでの経緯	1
第2章	旧計画の進捗状況と課題	2
1	旧計画の進捗状況	
2	旧計画の課題	
第3章	温室効果ガスの排出状況	3
1	排出量の求め方	
2	京都市における温室効果ガスの排出量	
3	部門別排出量増減の要因	
(1)	産業部門	
(2)	運輸部門	
(3)	民生・家庭部門	
(4)	民生・業務部門	
(5)	エネルギー転換部門	
(6)	廃棄物部門	
第4章	基本方針	9
1	計画の位置づけ	
2	計画期間	
3	対象とする温室効果ガスの種類	
4	削減目標	
5	森林吸収源と京都メカニズムの取扱い	
(1)	森林吸収源	
(2)	京都メカニズム	
第5章	部門別削減目標の設定	11
1	二酸化炭素排出量の部門別将来見通し	
(1)	産業部門	
(2)	運輸部門	
(3)	民生・家庭部門	
(4)	民生・業務部門	
(5)	廃棄物部門	
2	その他の温室効果ガス	
3	部門別削減目標	
第6章	地球温暖化対策の施策	14
1	各主体の役割	
2	京都市の取組	
(1)	エネルギー転換部門対策（バイオマス・自然エネルギー等の利用促進）	
(2)	産業部門対策（工場からの削減対策）	
(3)	運輸部門対策（自動車からの削減対策）	
(4)	民生部門対策（暮らし、建築物における削減対策）	
(5)	廃棄物部門対策（ごみの減量対策）	
(6)	吸収源対策（緑を増やす対策）	
(7)	その他の温室効果ガス対策	
(8)	取組の輪を広げるための誘導策	
(9)	その他の取組の推進	
(10)	市役所の率先実行	
3	事業活動に求められる取組	
4	市民生活に求められる取組	
5	主体間の連携による取組	
第7章	計画の進行管理と公表	44
1	取組実績の把握	
(1)	京都市の取組について	
(2)	事業者・市民の取組について	
(3)	パートナーシップによる取組について	
2	点検評価のための第三者機関の整備	
3	結果の公表	

資料	1	京都市地球温暖化対策地域推進計画（平成 15 年 6 月改定版）における 施策の進捗状況	4 6
	2	電気の排出係数	6 0
	3	国が定めた京都議定書目標達成計画について	6 2

第1章 これまでの経緯

地球温暖化問題は、将来の人類の生存基盤を揺るがす深刻な問題であり、今日では、最大の課題の一つです。この問題は、現在の私たち一人一人の生活や事業活動における大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムに起因するものであり、問題解決に向けては、市民、事業者、行政が協働して、取組を進めていく必要があります。

1997（平成9）年12月、ここ京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書が、2005（平成17）年2月に発効しました。国においては、同年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定し、京都議定書に定められた目標達成に向けた取組が本格的に始まったところです。

本市においては、COP3開催を控えた1997（平成9）年7月、「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010（平成22）年までに二酸化炭素排出量を10%削減するという目標を掲げ、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を開始しました。計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政のパートナーシップが不可欠であることから、「京のアジェンダ21フォーラム」を設立し、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」（以下「KES」という。）を創設するとともに、バイオディーゼル燃料化事業を推進するなど、多彩な取組を進めています。

また、2003（平成15）年6月には「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）」（以下「旧計画」という。）を策定し、25項目の重点施策を定める等具体的施策の強化・充実を図りました。

その後、更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例（以下「市条例」という。）」を2004（平成16）年12月に制定し、翌2005（平成17）年4月1日から施行しました。

同条例施行と同時に、本市では、全庁横断的な推進組織として、京都市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置するとともに、市政全般にわたる地球温暖化防止の観点を高めるため、環境政策顧問を配置し、全庁をあげて地球温暖化対策の一層の推進を図ってきました。

2005（平成17）年10月からは、同条例に定めた特定事業者による削減計画書の作成・提出・報告、特定建築物の建築主による削減計画書の作成・提出、特定排出機器（エアコン）の販売店によるエネルギー消費効率等の表示・説明等の事業者の取組が始まったところです。

旧計画は、内容的には地球温暖化対策に係る各分野についての取組をほぼ網羅したものになっていることから、同条例の施行に伴い、旧計画を条例に定める地球温暖化対策計画と位置づけて、これまでの取組を引き続き進めてきましたが、同条例施行後、同条例に掲げた目標達成に向けて、市民、事業者、本市の取組や施策等を更に充実強化するため、旧計画を見直し、これからの行動計画となる「京都市地球温暖化対策計画」（以下「新計画」という。）を策定する必要性がでてきました。

そこで、本市では、2005（平成17）年8月、京都市環境審議会に対して、「京都市地球温暖化対策計画の策定及び施策の評価、見直しのための体制について」について諮問し、その答申を2006（平成18）年7月に受け、この度、答申内容を最大限尊重し、新計画を策定致しました。

第2章 旧計画の進捗状況と課題

1 旧計画の進捗状況

旧計画では、本市の施策・取組を明確にし、10%削減目標の達成を目指して、バイオマスエネルギーの活用促進、環境に配慮した事業活動の推進、市民活動等の促進支援等25項目の施策に特に重点的に取り組むこととしており、現在各施策の展開を図っています。

これら本市の取組の進捗状況については、別添資料1に示すように大部分が継続中ですが、産業部門対策における中小企業の取組の支援や工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底などについては着手前の状況です。

2 旧計画の課題

本市では、旧計画に基づく様々な地球温暖化対策に取り組んでいましたが、旧計画には次のような課題があります。

- ①市内の温室効果ガス排出量について、2010（平成22）年までに1990（平成2）年の90%に抑制するという削減目標は定めているが、産業部門、運輸部門等分野ごとの削減目標は具体的に設定していないこと。
- ②旧計画に定めた取組の削減効果の定量的な評価が不十分であること。
- ③旧計画に定めた取組の点検、評価、見直しといった進捗管理の方法とそれを実施していく体制が十分に整っていないこと。

したがって、新計画においては、上記の課題を解決したものにすることが必要です。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 排出量の求め方

温室効果ガスのうち、二酸化炭素（ CO_2 ）の排出量は、各種の統計データを活用し、市内でのエネルギー消費量等（電気、ガス、ガソリン等の消費量等）を調べ、それにエネルギー種別の二酸化炭素排出係数（そのエネルギーを消費したときにどれだけ二酸化炭素が排出されるかを表す係数）を掛けあわせて求めます。

そして、製造業などの産業部門、自動車や鉄道などの運輸部門、市民の日常生活である民生・家庭部門、事務所、商業施設、教育施設等の民生・業務部門、電気・ガス供給業のエネルギー転換部門、廃棄物焼却の廃棄物部門に分けて、二酸化炭素の排出状況をまとめています。

表1 二酸化炭素排出量の算定方法の概要

部門	算定方法の概要
産業部門	・電気、都市ガス等のエネルギーの消費量をもとに算定する。 ・大規模工場（エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づくエネルギー管理指定工場）はアンケートにより、直接把握する。 ・中小の製造業分は、過去の業種別製造品出荷額当たりの排出量と統計データ（業種別製造品出荷額）をもとに算定する。
運輸部門	・自動車：国土交通省が発表している近畿運輸局管内の車種別・燃料別の燃料消費量をもとに、市内の保有台数で案分して算定する。 ・鉄道：鉄道に係る電気、燃料等のエネルギー消費量をもとに算定する。
民生・家庭部門	・電気、都市ガス：京都市統計書に記載された各々の消費量をもとに算定する。 ・プロパンガス、灯油：家計調査年報（総務省）による1世帯当たりの消費量に市内の総世帯数を掛けて求めた総消費量をもとに算定する。
民生・業務部門	・電気、都市ガス：京都市統計書に記載された各々の消費量をもとに算定する。 ・プロパンガス：LPガス資料年報（石油化学新聞社）による京都府内の全消費量を、販売額により市内と府下の消費量に案分する。市内の全消費量から家庭部門の消費量を差し引いたものを業務部門の消費量とみなし、これをもとに算定する。 ・石油類：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）等による全国の燃料消費量を第3次産業の市内総生産額で案分して、算定する。
エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者のエネルギー消費量をもとに算定する。
廃棄物部門	廃棄物中のプラスチック等の焼却処理量をもとに算定する。

また、その他の温室効果ガスであるメタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）及び六ふっ化硫黄（ SF_6 ）の排出量については、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に準じて、各種の統計データや全国の排出量に関連統計データを用いて案分するなどして算定しています。

2 京都市における温室効果ガスの排出量

2002（平成14）年の京都市における温室効果ガス排出量は、822万トンであり、基準年（1990年）から17万トン（2.1%）増加

このうち、市内から排出される温室効果ガスの94.9%を占める二酸化炭素の排出量については、2002（平成14）年は780万トンであり、基準年の769万トンと比較すると11万トン増加しています（1.4%増）。

表2 温室効果ガス排出量の推移

単位：万トン-CO₂

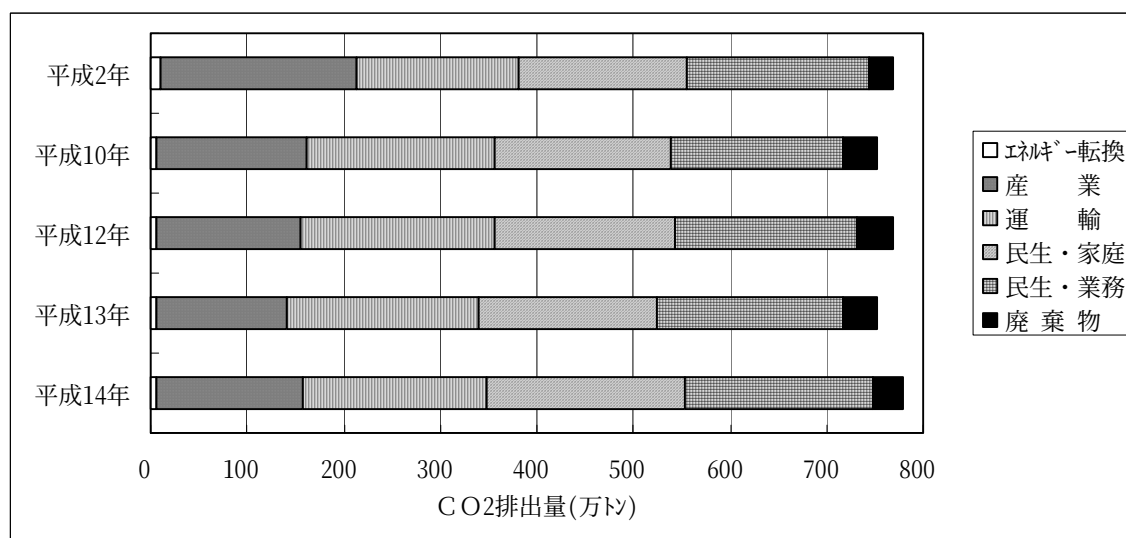
	基準年	2001 年	2002 年	増減	
				対前年	対基準年
産業部門	203	133	151	+18	△52
運輸部門	169	199	191	△8	+22
民生・家庭部門	174	186	204	+18	+30
民生・業務部門	188	193	196	+3	+8
エネルギー転換部門	10	7	7	0	△3
廃棄物部門	25	35	31	△4	+6
二酸化炭素 小計	769	753	780	+27 (3.6%増)	+11 (1.4%増)
その他の温室効果ガス	36	45	42	△3	+6
温室効果ガス 総計	805	798	822	+24 (3.0%増)	+17 (2.1%増)

注1：その他の温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）である。

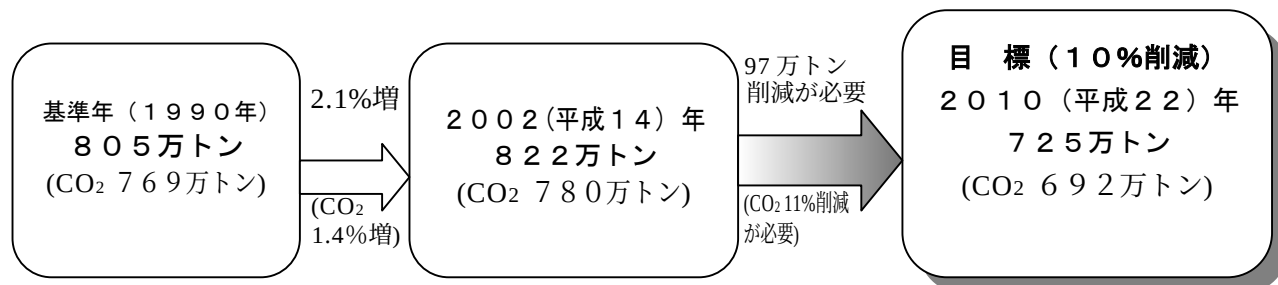
注2：基準年は1990年とし、代替フロン等については、京都議定書に準じて1995年である。

注3：電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数は全国係数を使用している。

図1 CO₂排出量の推移



2010（平成22）年において温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年から10%削減する目標（総排出量725万トン／年）を達成するためには、2002（平成14）年の排出量から97万トン削減することが必要であり、とりわけ排出量が増加している運輸部門、民生部門における削減対策が急務です。



なお、2001（平成13）年から2002（平成14）年の二酸化炭素排出量の増加要因は、表3に示すように、電気消費量は、ほぼ横ばいであるにもかかわらず、電気の排出係数が7.1%増加（0.378 kg-CO₂/kWh→0.405 kg-CO₂/kWh）したためと考えられます（別添資料2参照）。

また、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数は、電力供給会社の発電用の燃料の使用量により、大きく左右されることにも留意しておく必要があります。

表3 電気消費量と二酸化炭素排出量の推移

	基準年	2001 年	2002 年	増減	
				対前年	対基準年
電気消費量(億 kWh)	72.0 (100)	86.1 (120)	87.3 (121)	+1.2 (1.4%増)	+15.3 (21.3%増)
排出係数(kg-CO ₂ /kWh)	0.424	0.378	0.405	+0.027 (7.1%増)	△0.019 (4.5%減)
二酸化炭素排出量(万 t)	305 (100)	325 (107)	353 (116)	+28 (8.6%増)	+48 (15.7%増)

3 部門別排出量増減の要因

(1) 産業部門

産業部門における2002（平成14）年の二酸化炭素排出量は151万トンであり、全体の19.4%を占めています。1990（平成2）年以降、概ね減少傾向にあり、1990（平成2）年比で52万トン（25.6%）減少しています。

この間、企業において経営の効率化が進められていることや環境問題に対する意識の高まりによる積極的な環境対策への取組に加えて、1990（平成2）年以降の景気の動向等を反映した事業所数の減少が排出量減少の大きな要因と考えられます。

なお、産業部門の排出量の92.1%を占める製造業の動向を見ると、全事業所数は、1991（平成3）年から2001（平成13）年で30.6%減少（16,681事業所→11,580事業所、「事業所・企業統計調査」（総務省））。

また、製造品出荷額等も、2002（平成14）年では1990（平成2）年比で31.3%減少（3.2兆円→2.2兆円、「工業統計表」（経済産業省））しています。

図2-1 事業所数と製造品出荷額の推移

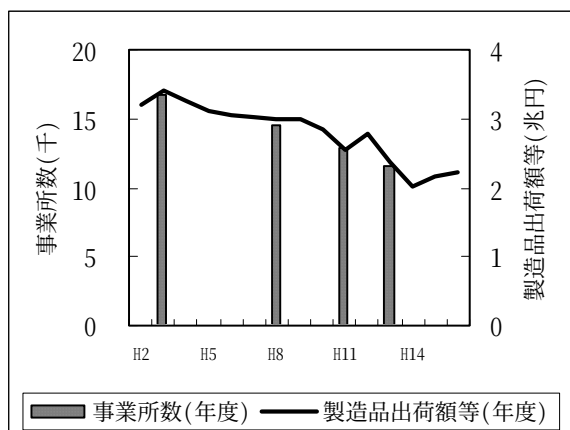
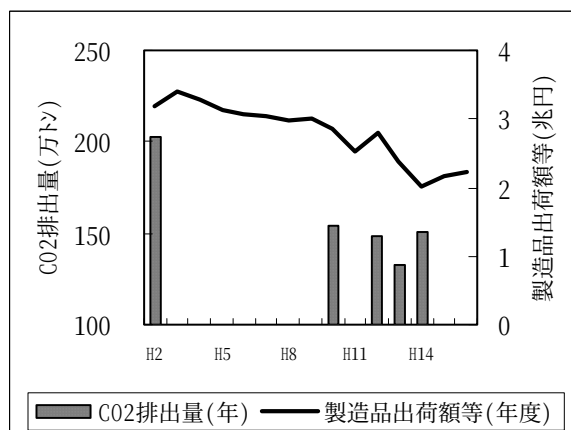


図2-2 CO₂排出量と製造品出荷額の推移



(2) 運輸部門

運輸部門における2002（平成14）年の二酸化炭素排出量は191万トンであり、全体の24.5%を占めています。1990（平成2）年比では22万トン（13.0%）増加しています。自動車からの排出量は180万トンであり、運輸部門の94.2%を占めています。

1990（平成2）年以降2002（平成14）年までの自動車保有台数の推移をみると、軽自動車と乗用車の台数の増加（軽自動車：24%増、乗用車：13%増）及び小型乗用車から普通乗用車への移行（小型車と普通車の比率 9：1（1990年）→6：4（2002年））等車両の大型化がみられ、これが運輸部門の排出量増加の大きな要因であると考えられます。

しかし、1998（平成10）年以降については、二酸化炭素排出量は横ばいないし若干減少傾向にあります。これは、軽自動車、乗用車ともに保有台数がほぼ横ばいとなっていること、省エネ法に基づく自動車の技術開発による低燃費化やクリーンエネルギー自動車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車）等の普及の効果が現れ始めたものと考えられます。

図3-1 自動車保有台数の推移

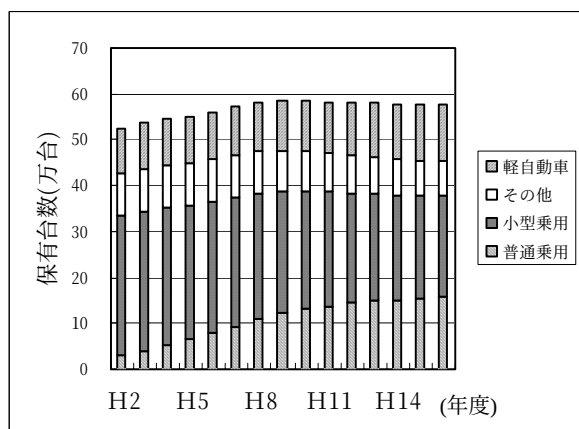
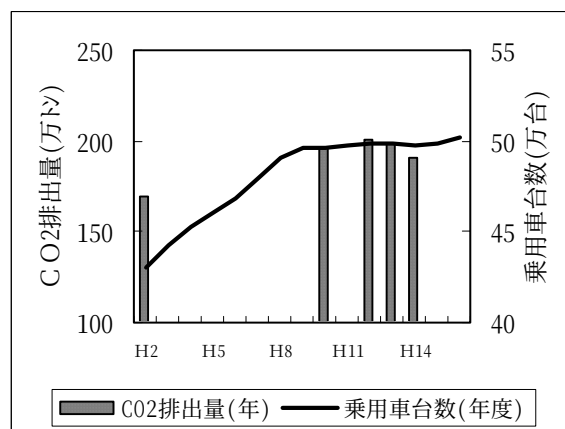


図3-2 CO₂排出量と乗用車台数の推移



(3) 民生・家庭部門

民生・家庭部門における2002（平成14）年の二酸化炭素排出量は204万トンであり、全体の26.2%を占めています。1990（平成2）年比では30万トン（17.2%）の増加であり、1990（平成2）年以降2002（平成14）年まで増加し続けています。

この間の本市の人口は微増（2002年：1990年比0.4%増加）ですが、世帯数が継続して増加しており（2002年：1990年比14.6%増加）、世帯数の増加とともに、家電製品等の台数が増加し、電力や都市ガスの消費量が増加しています。

民生・家庭部門の二酸化炭素排出量のうち、7割近くが電気の使用に伴うものであり、2002（平成14）年の電気消費量が、1990（平成2）年から21%も増加していることが、排出量増加の大きな要因と考えられます。省エネ型製品の導入によるエネルギー消費の削減効果は、電気消費量の増加の割合を下回るため、いまだ現れていないと考えられます。

図4-1 人口と世帯数の推移

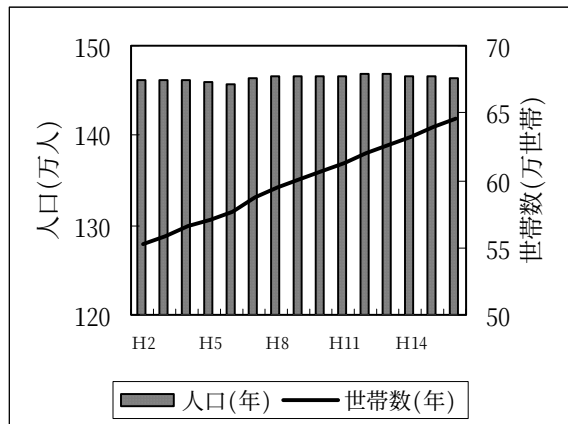
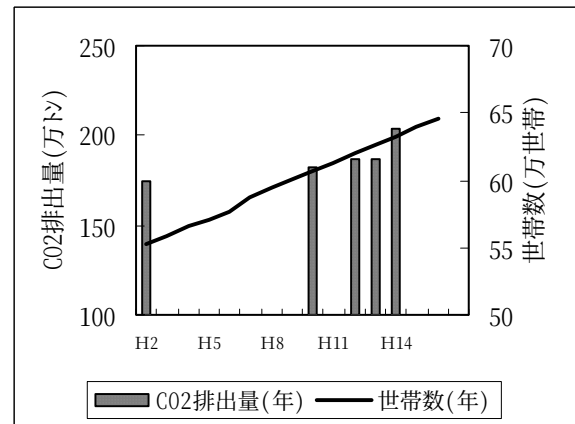


図4-2 CO₂排出量と世帯数の推移



(4) 民生・業務部門

民生・業務部門における2002（平成14）年の二酸化炭素排出量は196万トンであり、全体の25.1%を占めています。1990（平成2）年比では8万トン（4.3%）の増加です。家庭部門の二酸化炭素排出量と比べると伸びは小さく、2000（平成12）年以降の排出量は、1990（平成2）年と比較してほぼ横ばいないし微増しています。

なお、市内の業務部門の大部分を占める卸売・小売業、飲食店とサービス業の事業所数の合計は、1991（平成3）年から2001（平成13）年で11.8%減少（69,958事業所→61,732事業所）していますが、卸売・小売業とサービス業の市内総生産額は4.5%増加（2.2兆円→2.3兆円）している状況にあります。

図5-1 事業所数と市内総生産の推移

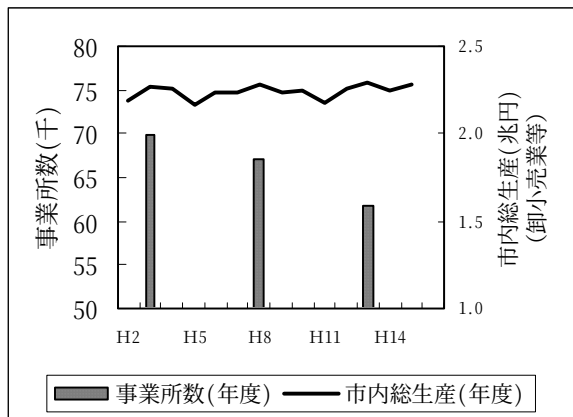
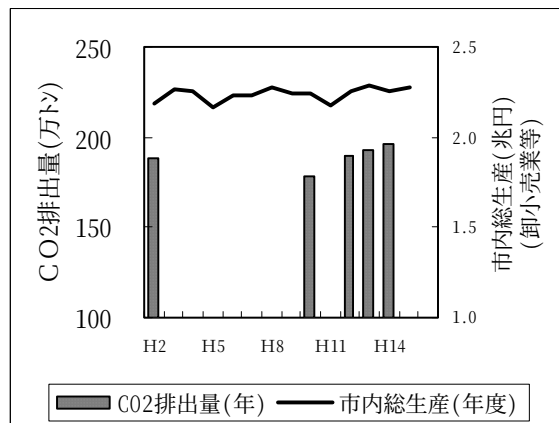


図5-2 CO₂排出量と市内総生産の推移



(5) エネルギー転換部門

エネルギー転換部門の二酸化炭素排出量とは、電気・ガス事業者における自家消費分の電力及び燃料の使用によるものです。2002（平成14）年は、7万トン、全体の0.9%と非常に小さく、1990（平成2）年比では、3万トン（30.0%）減少しています。

(6) 廃棄物部門

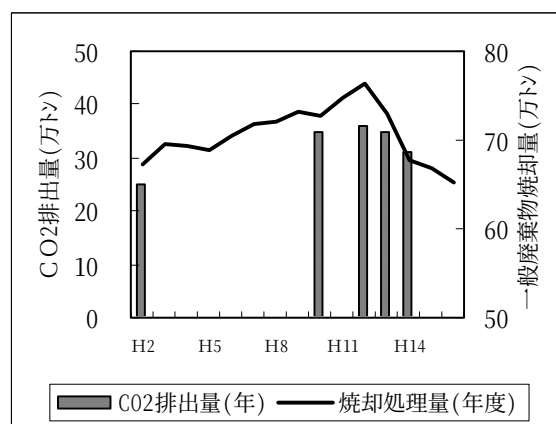
廃棄物部門の二酸化炭素とは、廃棄物中のプラスチック類と廃油の焼却によるものです。

廃棄物部門における2002（平成14）年の二酸化炭素排出量は、31万トンであり、全体の4.0%を占めています。

1990（平成2）年比では、6万トン（24.0%）増加していますが、2000（平成12）年以降は減少傾向にあります。

本市における一般廃棄物の焼却処理量は、1990（平成2）年以降2000（平成12）年までは増加傾向にありましたが、各種リサイクル法の施行等により、2000（平成12）年以降、焼却処理量は減少傾向に転じていることが、近年の二酸化炭素排出量の減少の要因と考えられます。

図6 CO₂排出量と一般廃棄物焼却量の推移



第4章 基本方針

本市環境行政のマスタープランとして位置付けられる「京の環境共生推進計画」(平成18年8月策定)においては、将来の目指すべき環境像である「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』」の実現に向けた具体的な方向性を示すものの一つに、長期的目標として、「国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都」を掲げ、京都議定書の目標年以降を見据えた脱温暖化型の地域社会の形成を目指すこととしています。これを踏まえ、当面の目標として、市条例においては、2010(平成22)年までに温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年の90%に削減することとしています。

1 計画の位置づけ

市条例第9条に定める「地球温暖化対策計画」として策定するものであり、具体的な行動計画とします。

2 計画期間

2006(平成18)年から2010(平成22)年までの5年間とし、その中間となる3年程度経過した時点で一度見直しを行います。

3 対象とする温室効果ガスの種類

この計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書、地球温暖化対策推進法及び市条例に定める、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふっ化硫黄(SF_6)の6種類の物質とします。

4 削減目標

温室効果ガスの排出量を2010(平成22)年までに1990(平成2)年の90%に削減することを目指します。

2002(平成14)年の排出量は822万トンであることから、2002(平成14)年から2010(平成22)年までには97万トンの削減が必要です。

なお、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄(以下「代替フロン等」という。)については、京都議定書に準じて、1995(平成7)年比とします。

5 森林吸収源と京都メカニズムの取扱い

気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)及び京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1)が終わり、京都議定書による京都メカニズム(排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム)の運用、森林による吸収等を排出量に算定するルールが正式にスタートしたことから、これらの活用方法についても以下のとおり取り扱います。

(1) 森林吸収源

京都議定書では、1990(平成2)年以降適切な森林施業(植栽、下刈、間伐等)が行われており、法令等に基づき、伐採・転用規制等の保護・保全措置が

とられている森林については、各国の温室効果ガス排出削減目標値の中に、二酸化炭素の吸収量を算入することが認められています。

本市の森林面積は、6.1万ヘクタール（旧京北町分を含む。）ですが、現在の森林整備事業の実績をもとに試算すると、2010（平成22）年時点では、1.9万ヘクタールの育成林（人が手を加えて育てている森林）が吸収源の対象となります。

国では、育成林による吸収量は、1.77トン-C/h a（6.50トン-CO₂/h a）と設定していることから、本市の育成林による二酸化炭素の吸収量は、12万トン見込むことができます。

(2) 京都メカニズム

京都議定書の発効に伴い、京都メカニズムの運用も排出量に算入できるルールが正式にスタートしましたが、運用上の具体的かつ詳細な内容が不確定であることから、国等の動向をみながら、自治体としての活用方法について、今後研究を行います。

第5章 部門別削減目標の設定

新計画に基づき、取組を進めていくに当たっては、それぞれの部門において、どれだけ、温室効果ガスを削減する必要があるのかを分かりやすく説明する必要があります。

そのためには、目標年次である2010（平成22）年に向けて、各部門において、これから何ができるか、何を進めていくべきかを具体的に示すことが重要であることから、排出量が判明している直近の年である2002（平成14）年を出発点として、2010（平成22）年までの削減目標を定めます。

また、実効ある取組により、温室効果ガスの削減を確実なものとするために、産業部門、運輸部門等の部門別に排出動向や将来見通しを勘案し、部門別の削減目標を定めます。

1 二酸化炭素排出量の部門別将来見通し

(1) 産業部門

産業部門については、一般的に、経済情勢によってエネルギーの消費量が推移し、その結果、二酸化炭素の排出量も増減します。今後、景気の回復が進めば、これに伴って二酸化炭素排出量が増加する可能性があります。

したがって、産業部門における二酸化炭素排出量の削減のため、今後、市条例に定めた環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、KES等）、特定事業者排出量削減計画書の作成など様々な環境対策について、更に多くの企業において、積極的に実施することにより、環境保全と京都経済の発展の両立に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

(2) 運輸部門

運輸部門における排出量は、1998（平成10）年以降、横ばいないし若干減少傾向に転換しています。2002（平成14）年時点では、自動車保有台数（軽自動車＋乗用車）はほぼ頭打ちの状態（2002年：軽自動車118,462台、乗用車378,731台）になっており、乗用車の車両の大型化もほぼおさまりつつある状況にあると考えられます。

自動車の保有台数が頭打ちであり、今後、交通需要管理施策（TDM）等の推進による自家用車から公共交通機関への転換の促進や、アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの推進、自動車の更なる技術開発とクリーンエネルギー自動車等の普及などにより、運輸部門の排出量を削減していく必要があります。

(3) 民生・家庭部門

1990（平成2）年以降の世帯数の増加とともに、民生・家庭部門の排出量は増加を続けていますが、この傾向は今後も続く予想され、現状のままでは排出量も増加する一方です。

今後、日常生活における省エネルギー効果等についての情報を提供するとともに、省エネ型機器の普及促進、住宅の省エネ性能の向上、環境家計簿等の取組をはじめとした市民への普及啓発を図ることによって、日常生活におけるエネルギー消費の抑制を図り、二酸化炭素排出量を削減していく必要があります。

(4) 民生・業務部門

民生・業務部門は、家庭部門に比べ、排出量の増加は小さいですが、現状のままでは排出量の減少は見込めない状況にあります。

今後、市条例に定めた環境マネジメントシステム（ISO14001，KES等）の導入促進，事業者によるエネルギー管理の徹底，エネルギーに関するサービスを提供する「ESCO事業（Energy Service Company）」の推進，建築物の断熱構造化の促進等によりエネルギーの効率的な利用を進め，排出量を削減していく必要があります。

(5) 廃棄物部門

廃棄物部門については、「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」（2003年12月策定）において、一般廃棄物の処理に伴って排出される温室効果ガスの量を2001（平成13）年度から2015（平成27）年度には22%削減することとしています。

さらに、2006（平成18）年10月から導入する家庭ごみの有料指定袋制及び2007（平成19）年10月から予定しているプラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大により、温室効果ガスの削減効果が見込まれます。

また、「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略21）」（2003年5月策定）においては、産業廃棄物の発生抑制等の目標を掲げており、同計画での目標を達成すれば、2010（平成22）年度には産業廃棄物の焼却による温室効果ガスの量を2001（平成13）年度から7%削減することができます。

これらの計画に基づく取組を進めることで、廃棄物の焼却処理に伴う二酸化炭素排出量を削減していく必要があります。

2 その他の温室効果ガス

メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等については、現状の取組（廃棄物の減量に伴うメタン及び一酸化二窒素の発生量の削減，代替フロン等を使用した製品の不使用，回収の徹底）を継続していくこととし，国が定めた京都議定書目標達成計画における目標値と同様とします（メタン：基準年から0.4%減，一酸化二窒素：基準年から0.5%減，代替フロン等：基準年から0.1%増）。

その結果，2010（平成22）年のその他の温室効果ガスの目標量は36万トンであり，2002（平成14）年からの削減必要量は6万トンになります。

3 部門別削減目標

産業，運輸，民生・家庭等の部門別削減目標を設定するに当たり，これまで述べてきた各部門の排出量の増減要因や将来見通し等を要約すると下記のとおりです。

- ・森林吸収については，適切な森林対策により，二酸化炭素の吸収量を12万トン見込むことができます。
- ・その他の温室効果ガスについては，現状の取組を継続していくこととします。
- ・産業部門については，景気の回復が進めば，これに伴って二酸化炭素排出量が増加する可能性があります，今後，環境マネジメントシステム（ISO14001，KES等），特定事業者排出量削減計画書の作成などを活用して更なるエネルギーの効率的な利用等を進めることにより，京都経済の活性化を図りながら，排出量を削減することが可能であると考えられます。

- ・運輸部門は、自動車の保有台数が頭打ちであり、乗用車の車両の大型化もほぼおさまりつつあることから、交通需要管理施策（TDM）の推進、自動車の更なる技術開発とクリーンエネルギー自動車等の普及、エコドライブの実践等により、運輸部門の排出量を削減することが可能であると考えられます。
- ・民生・家庭部門は、世帯数が増加し続ける中、市民の環境に対する意識を高めることと省エネ型機器の技術開発及び普及が進むことにより、排出量を削減することが可能であると考えられます。
- ・民生・業務部門は、事業者の環境に対する意識をより一層高め、環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、KES等）、建築物の省エネ性能の向上やESCO等の導入によるエネルギーの効率的な利用を図ることで、排出量を削減することが可能であると考えられます。
- ・廃棄物部門については、各種計画により、焼却処理量の削減が図られ、それに伴い、二酸化炭素排出量の削減が可能であると考えられます。

各部門において、それぞれ社会状況の推移と削減取組の進捗について、課題と展望を異にするものの、各部門を取り巻くこの間の動向から、各部門ともに排出量を削減できる可能性があり、それぞれの排出量の推移からみても、現時点から各部門が等しく削減に取り組むことが、分かりやすく、かつ、妥当であると考えられます。

したがって、二酸化炭素の部門別削減目標は、2002年レベルから各々10%削減を目指し、合計79万トン削減することとします。

表4 温室効果ガスの排出量及び排出目標量等

単位：万トン-CO₂

		基準年	2002年	2010年			
		排出量	排出量	2002年比	削減量	排出目標量	基準年比
二酸化炭素	産業部門	203 (100)	151 (74)	-10%	15	136	-33.0%
	運輸部門	169 (100)	191 (113)	-10%	20	171	+1.2%
	民生・家庭部門	174 (100)	204 (117)	-10%	21	183	+5.2%
	民生・業務部門	188 (100)	196 (104)	-10%	19	177	-5.9%
	エネルギー転換部門	10 (100)	7 (66)	-10%	1	6	-40.0%
	廃棄物部門	25 (100)	31 (127)	-10%	3	28	+12.0%
	森林吸収	—	—	—	12	-12	—
その他の温室効果ガス		36 (100)	42	-14%	6	36	±0%
合 計		805 (100)	822 (102)	-12%	97	725	-10.0%

注1 その他の温室効果ガスとは、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等である。

注2 括弧内は基準年を100とした場合の指数である。

注3 基準年は1990年とし、代替フロン等については1995年である。

第6章 地球温暖化対策の施策

1 各主体の役割

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者は、各々の役割を担うとともに協働して、具体的な取組を進めます。

(1) 京都市

事業者、市民の取組を進めるために地球温暖化防止活動への支援を行うとともに、規制やインセンティブを付与する制度などの必要な措置を講じます。また、京都市役所は、市内有数の大事業所であることから、一事業者・一消費者として、省資源・省エネルギー型製品の優先購入、省資源・省エネルギー型サービスの率先利用、省エネルギー・省資源活動などの率先実行にも取り組みます。

また、公共事業等の事務事業においても温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めます。さらに、温暖化対策を推進するため、全庁的な推進体制を充実します。

なお、これらの取組を効果的に進めるために、国、近隣府県市町村との連携や事業者・市民などとのパートナーシップによる取組を行うとともに、計画の進捗状況を点検・評価することとし、その結果を公表します。

(2) 事業者

製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動に関わる全ての過程を通じて、温室効果ガス排出の削減を図ります。

また、事業活動における省資源・省エネルギーの実践と従業員の環境教育を行います。

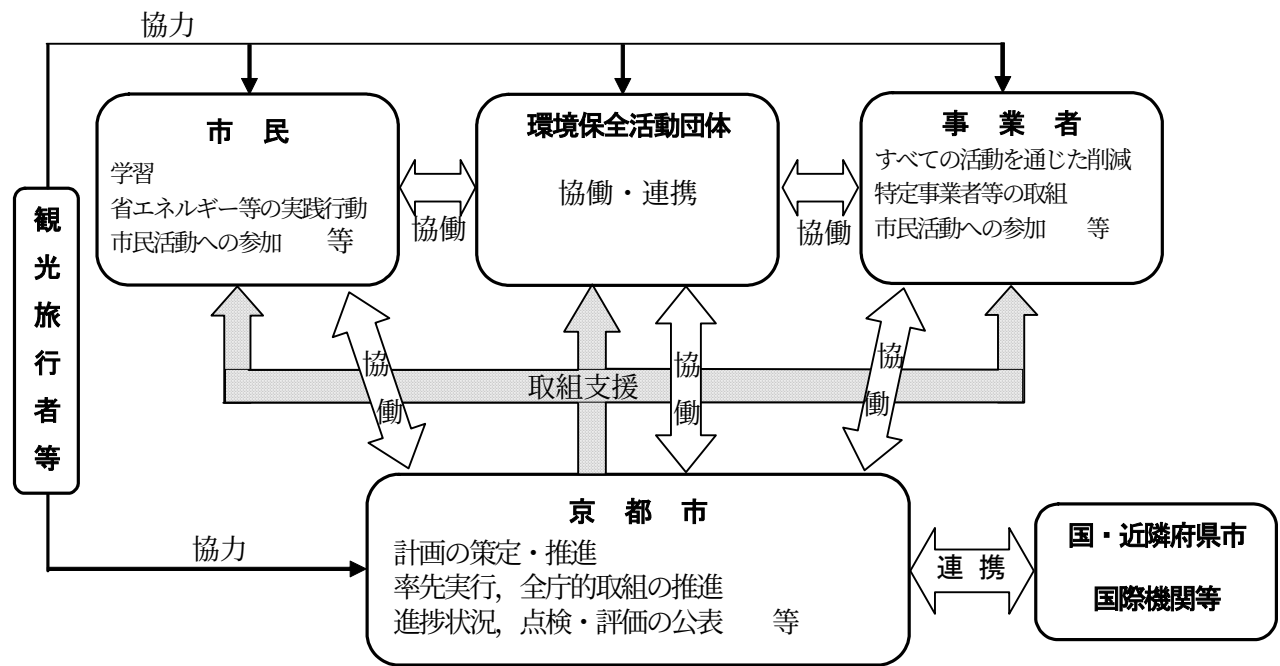
さらに、地球温暖化防止のため計画的・継続的な取組とあわせて計画の策定と計画及び実施状況の報告を行うとともに、市民や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

(3) 市民

地球温暖化問題についての理解を深めるとともに関心を高め、日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践や省資源・省エネルギー製品やサービスの購入・利用に取り組みます。また、地域社会や環境保全活動団体等の温暖化防止活動へ積極的に参加するとともに、事業者や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

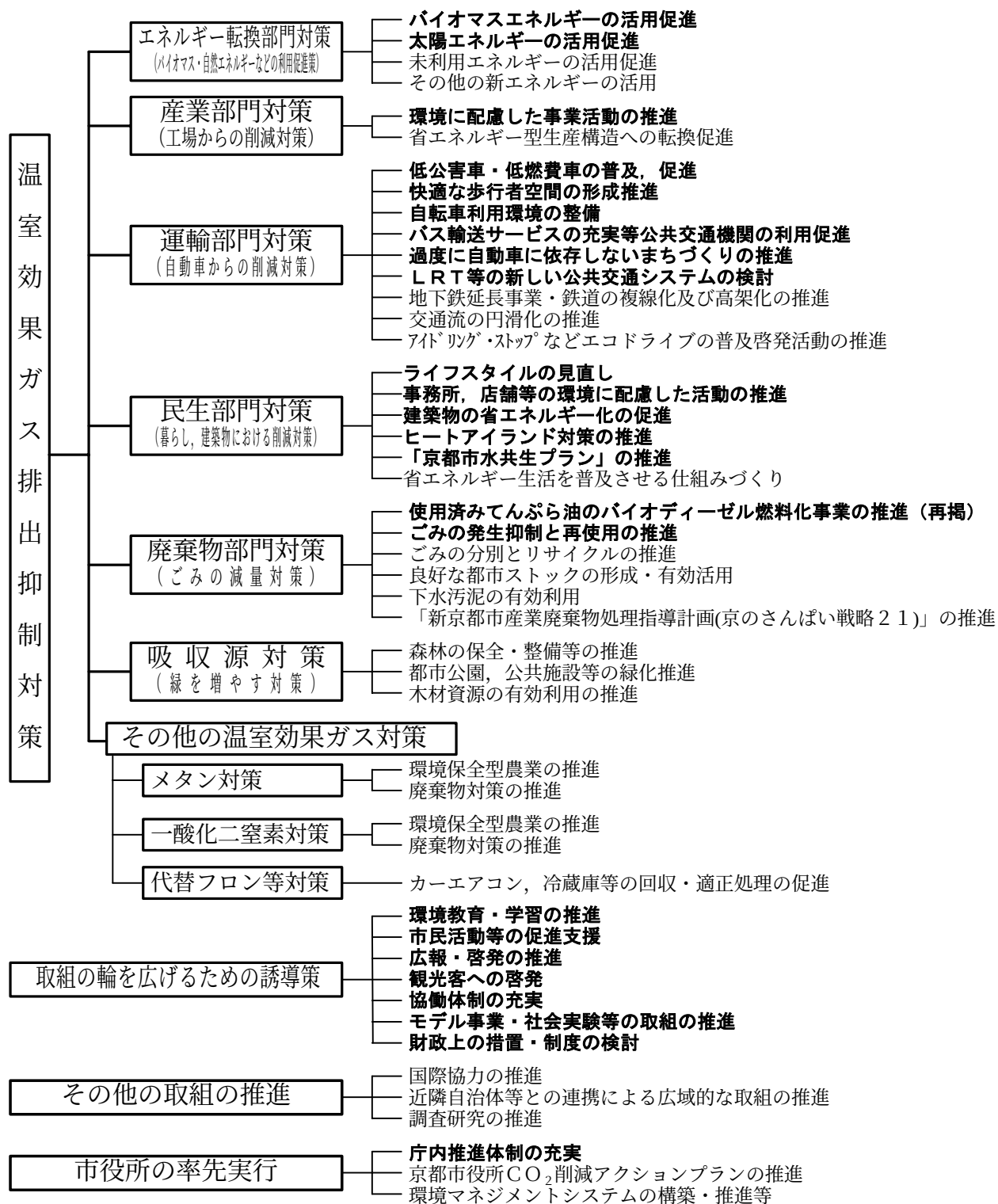
(4) 観光旅行者その他の滞在者

本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力します。



2 京都市の取組

本市は、次の図に示した施策体系に沿って、温室効果ガス排出抑制対策を進めます。施策の実施に当たっては、旧計画の進捗状況等も踏まえつつ、特に二酸化炭素の排出削減に効果的であると考えられるものを重点施策として設定し、更に充実、強化を図ります。



※太字ゴシックは重点施策を示す。

(1) エネルギー転換部門対策（バイオマス・自然エネルギー等の利用促進）

本市において、石油等の代替エネルギーとして利用可能な自然エネルギーであるバイオマスエネルギー（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの）、太陽エネルギー、未利用エネルギー等とともに、廃棄物エネルギーなどの新エネルギーの活用を図ります。

重点施策

ア バイオマスエネルギーの活用促進

- ・家庭から使用済みてんぷら油を回収し、「京都市廃食用油燃料化施設」（処理能力 5,000 L／日）でバイオディーゼル燃料に転換して、ごみ収集車や市バスの燃料として使用するバイオディーゼル燃料化事業の一層の促進を図るため、回収拠点の拡大を図ります。
- ・バイオマスエネルギーの活用促進における木質バイオマスの利用及び生ごみを利用した水素ガス生成について、その有効活用を検討します。
- ・農林業の現場で副産物や廃棄物として発生するバイオマス資源について、その有効活用を検討します。

イ 太陽エネルギーの活用促進

- ・公共施設への太陽光発電，太陽熱利用の導入などを推進します。
- ・住宅用太陽光発電システム設置助成制度等により自然エネルギーの利用の普及を図ります。

施策

ウ 未利用エネルギーの活用促進

- ・上下水道施設において、水の位置エネルギーや運動エネルギーを利用した小水力発電を導入するとともに、下水処理水や未処理下水などが持つ熱エネルギーを活用する方法を検討します。

エ その他の新エネルギーの活用

- ・熱及び電気の利用を考慮し、公共施設や工場・事業場におけるコージェネレーションシステム（熱電供給システム）や燃料電池の導入を促進します。
- ・ごみ焼却熱の発電利用を推進します。

オ 行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
バイオマスエネルギーの活用促進	平成 17 年度末約 1,000 箇所の回収拠点を平成 22 年度までに 1,500 箇所に拡大し、使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化を推進する。	4, 0 0 0 t-CO ₂ /年	回収拠点数
住宅用太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同住宅にも拡大し、毎年 150 件の太陽光発電設備の設置を目指す。	1, 5 0 0 t-CO ₂ /年	年度ごとの助成件数
ごみ発電	現在建設工事中の北部クリーンセンターに高効率のごみ発電設備（最大 8,500kW）を導入する。	7 8, 0 0 0 t-CO ₂ /年	ごみ焼却量及びごみ発電量

(2) 産業部門対策（工場からの削減対策）

電力、石油、ガス等を大量に使用する工場における使用量削減だけではなく、本市に多く立地する中小企業における環境配慮活動の促進を図ります。

重点施策

ア 環境に配慮した事業活動の推進

(7) 環境管理・監視等の普及

- ・中小企業に対する K E S 認証制度の推進や I S O 1 4 0 0 1 の認証取得活動等の支援により事業者における環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・事業者に対する環境マネジメントシステム導入説明会の開催や I S O 1 4 0 0 1 認証取得に向けた相談の実施などにより、環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。

(4) 特定事業者排出量削減計画書等の公表

- ・温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対して、市条例に基づく特定事業者排出量削減計画書及び特定事業者排出量削減報告書の提出を求め、これらを公表することにより、特定事業者における排出抑制を推進します。

(ウ) グリーン購入・グリーン調達促進

- ・「京都グリーン購入ネットワーク」との連携により、事業者におけるグリーン購入・グリーン調達を促進します。

(エ) 中小企業の取組の支援

- ・エネルギーに関するサービスを提供する E S C O 事業や省エネルギー診断の活用を図るとともに、アドバイザー派遣等の支援対策を推進します。
- ・経営者向け環境経営セミナーや、環境教育テキストを利用した環境学習会

を開催するなど、従業員への環境教育を促進します。

施策

イ 省エネルギー型生産構造への転換促進

(7) 工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底

- ・E S C O事業の活用を図り、事業者における省エネルギー型生産工程の普及や工場間廃熱利用など余熱エネルギーの利用を促進します。
- ・事業所のエネルギー使用状況を把握するとともに、省エネルギー対策を推進します。

(イ) 農林水産業者における省エネルギー型生産の促進

- ・地場産の旬の農産物の消費拡大等による省エネルギー型生産を促進します。

ウ 行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
K E S 認証取得事業所の拡大	K E S 認証取得事業所（市内）を平成22年までに850件に拡大する。（平成18年3月末市内認証事業所数264）	8, 500 t-CO ₂ /年	年度ごとの 認証件数
特定事業者排出量削減計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により、温室効果ガスの排出を抑制する。	160, 000 t-CO ₂ /年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

(3) 運輸部門対策（自動車からの削減対策）

運輸部門における温室効果ガス排出量の削減対策を推進するため、自動車単体の対策だけではなく、公共交通機関や自転車等の利用促進を図ります。

重点施策

ア 低公害車・低燃費車の普及、促進

- ・市バスや公用車へ低公害車、低燃費車の計画的導入を推進します。
- ・バイオディーゼル燃料の利用促進を図ります。
- ・京都府トラック協会会員の中小運送業者が低公害車を借り受けて使用する際のリース料を一部補助する制度を推進します。
- ・低公害車購入事業者への補助金制度等優遇措置を検討します。
- ・事業者や運送事業者におけるエコドライブ（アイドリング・ストップや経済走行など、環境にやさしい運転）、配送の効率化、低公害車の導入等を促進するため、グリーン配送（環境にやさしい荷物の配送）の取組を推進します。
- ・本市に物品等を納入する際に、低公害車等の利用を求めるグリーン配送制度の導入を検討します。
- ・低公害車の駐車料金割引制度を促進します。

イ 快適な歩行者空間の形成推進

- ・「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」との協働により、安全で快適な歩行者空間の確保を図ります。

- ・安全で快適な歩行空間の確保のため、都心部において「トランジットモール」など自動車乗り入れ抑制について検討します。
- ・情報通信技術を活用した歩行者支援システムの導入の検討などにより、安全で快適な歩道の整備を推進します。
- ・道路のバリアフリー化の推進により、すべての人が安全快適に歩行できる空間を整備し、近隣への徒歩移動を促進します。
- ・歩道や道路照明・標識、信号機など交通安全施設の適切な整備を推進します。

ウ 自転車利用環境の整備

- ・「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車等駐車場をはじめとする自転車利用環境の整備を推進します。
- ・駅や繁華街については、鉄道事業者及び関係者と協議・検討を進めます。
- ・通勤・通学あるいは業務・買い物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルについては、鉄道事業者と協力・連携して導入を促進します。
- ・集客施設等に対し、自転車駐車場の付置義務を課し、自転車等駐車場の整備を促進します。
- ・歩行者と自転車走行スペースの分離等自転車走行空間の整備を進めます。
- ・自転車レーン、自転車道の設置を推進します。

エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進

- ・バスの定時性確保を図るための公共車両優先システム（PTPS）については、「新交通管理システム（UTMS）」と「交通需要管理施策（TDM）」を一体的に行う先駆的なモデル事業として、警察主導のもと推進されており、今後ともその拡充を促進します。
- ・鉄道網と連結した効率的で乗りやすいバス路線網を整備するなど、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・公共交通機関と自転車の乗り継ぎによる通勤の普及を図ります。
- ・近畿圏等の主要駅等でのキャンペーン等の啓発活動を通じて、公共交通機関を利用した京都への観光客誘致を推進します。
- ・通勤定期券を持つ市民を対象に、土曜、日曜、祝日等に市バスを家族で利用する際、運賃の割引を行う環境定期券制度を活用し、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・都心部における百円循環バスの運行等により、公共交通機関の利用促進を図ります。

オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進（自動車利用の抑制と分散化）

- ・ノーカーデーの実施を検討するなど、自動車利用から自転車・徒歩への転換や、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・既存の道路空間を有効に活用し、自動車交通の抑制や平準化等を図るとともに、公共交通機関利用への転換を促進するため、都心部や観光地におけるパーク・アンド・ライドシステムや自動車乗り入れ規制など交通需要管理施策（TDM施策）を推進します。
- ・観光地（東山地区や嵐山地区）において、パーク・アンド・ライド等の交通社会実験の結果を踏まえ、施策化を進めます。

- ・都心部において、トランジットモールや通過交通の抑制等の交通社会実験を通じて、交通環境の改善について検討します。

カ L R T等の新しい公共交通システムの検討

- ・軽量軌道公共交通機関（L R T）等の利便性の高い、経済的にも優れた新しい公共交通システムについて、モデル路線（2路線）を選定し、沿線住民との意見交換を行い、市民と一体となって導入のあり方を検討します。

施策

キ 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進

- ・地下鉄東西線を京福嵐山線と結節させ、広域的な鉄道ネットワークを形成し、本市西部地域と都心部間の交通利便性を図ります。
- ・J R山陰本線京都駅～二条駅間、花園駅～嵯峨嵐山駅間の輸送力の増強と利便性の向上を図り、地域交通の円滑化を促すために複線化及び一部高架化を推進します。
- ・京阪本線淀駅及びその付近において、交通渋滞を緩和し、地域の活性化を図るために高架化を推進します。
- ・阪急京都線桂駅以南において、周辺地域の交通渋滞の解消と地域の活性化を図るために高架化を推進します。

ク 交通流の円滑化の推進

- ・都心部の交通渋滞を緩和する観点から、道路交通網の整備を促進します。
- ・観光地におけるパーク・アンド・ライドシステムを推進します。

ケ アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進

- ・啓発旗設置、ステッカー配布等により駐車場におけるアイドリング・ストップの普及を図ります。
- ・エコドライブの促進を図るため、「エコドライブ推進者認定制度」によりエコドライブ推進者の養成を推進します。

コ 行動（施策）目標と削減目標

施 策 名	行 動 目 標	削減目標量	成果の評価指標
エコドライブ推進者の拡大	エコドライブ推進者を平成 22 年までに 600 人に拡大する。(平成 17 年度末 330 人。＜推進者 1 人が 5 名を教育＞)	8, 5 0 0 t-CO ₂ /年	エコドライブ推進者の認定数
地下鉄東西線(二条～天神川間)の延伸	平成 19 年度完成を目指す。 ＜マイカー使用者が地下鉄にシフト＞	8, 4 0 0 t-CO ₂ /年	乗降客数の推移

(4) 民生部門対策（暮らし、建築物における削減対策）

家庭、事務所、店舗などからの温室効果ガス排出量も増加しており、一層の省エネルギー意識の向上を図るとともに、日常使用する設備・機器を点検、見直し、省エネルギー型機器等の購入や建築物の省エネルギー化を促進します。

重点施策

ア ライフスタイルの見直し

(7) 家庭における排出量の把握促進

- ・学習会の開催や体験事例集の作成等を通じて、家庭から排出される温室効果ガスの排出量を把握するための環境家計簿の普及を推進します。

(イ) 温暖化対策診断の促進

- ・専門家による太陽熱利用、照明、厨房、冷暖房、給湯等の機器の性能等について経済性評価を含めた総合的なアドバイスを提供する温暖化対策診断を促進します。

(ロ) 環境配慮型商品等の優先購入（グリーン購入）等の促進

- ・環境配慮型商品を販売するエコショップの紹介等を通じ、市民に対するグリーン購入の普及を推進します。
- ・自動車、家電製品、OA機器など省エネルギー型機器による温室効果ガス排出量等の情報提供の実施により、その普及を促進します。
- ・市条例に基づく特定排出機器の省エネラベル表示と購入者への説明義務の運用とともに、省エネルギー型の家電製品等の使用促進を図る運動を展開し、市民に対してこれらの機器による温室効果ガス排出量等の情報提供の促進を図ります。
- ・木材等二酸化炭素排出の少ない資材・製品の利用を促進します。
- ・省エネルギー型機器・システム導入に対する普及促進策を検討します。

(イ) 自転車の利用促進

- ・徒歩や自転車利用のための施設整備を推進します。

イ 事務所、店舗等の環境に配慮した活動の推進

(7) 環境管理・監視等の普及

- ・中小企業に対するK E S 認証制度の推進やI S O 1 4 0 0 1 の認証取得活動等の支援により、事業者における環境マネジメントシステムの導入を促進します。（再掲）

(イ) 特定事業者排出量削減計画書等の公表

- ・温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対して、市条例に基づく特定事業者排出量削減計画書及び特定事業者排出量削減報告書の提出を求め、これらを公表することにより、特定事業者における排出抑制を推進します。（再掲）

(ウ) グリーン購入・グリーン調達の促進

- ・環境配慮型商品を販売するエコショップの紹介等を通じ、事業者に対するグリーン購入の普及を推進します。(再掲)
- ・自動車、家電製品、OA機器など省エネルギー型機器による温室効果ガス排出量等の情報提供の実施により、その普及を促進します。(再掲)
- ・市条例に基づく特定排出機器の省エネラベル表示と購入者への説明義務の運用とともに、省エネルギー型の家電製品等の使用促進を図る運動を展開し、市民に対してこれらの機器による温室効果ガス排出量等の情報提供の促進を図ります。(再掲)
- ・木材等二酸化炭素排出の少ない資材・製品の利用を促進します。(再掲)
- ・省エネルギー型機器・システム導入に対する普及促進策を検討します。(再掲)
- ・「京都グリーン購入ネットワーク」との連携により、事業者におけるグリーン購入・グリーン調達を促進します。(再掲)

(イ) 商店街等の取組の支援

- ・モデル地域で地域全体の排出量削減を推進します。
- ・エネルギーに関するサービスを提供するESCO事業や省エネルギー診断の活用を図るとともに、アドバイザー派遣等の支援対策を推進します。
- ・商店街、小売市場、TMO（まちづくり運営機関）及びこれらの連合体が実施する環境を大切にしたい買い物環境づくりに対して支援します。

(オ) 旅館・ホテルの取組の支援

- ・宿泊施設における、宿泊客への食事や旅行用品の提供方法の工夫などによる廃棄物の発生抑制、快適で適正な冷暖房を行うことによる省エネルギーの実践、都市型エコツーリズムへの取組を促進することにより、環境にやさしい観光の振興を図ります。

(カ) 自動販売機による電力消費を削減する方策の検討

- ・飲料をはじめとする自動販売機からの電力消費を削減するための方策を検討します。

(キ) 24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討

- ・24時間営業の店舗等による電力消費を削減するための方策を検討します。

ウ 建築物の省エネルギー化の促進

- ・住宅、ビル等において、市条例に基づく特定建築物排出量削減計画書等の届出制度を運用することにより、省エネルギー型建築物の普及を促進します。
- ・「京都市既存建築物省エネルギー化推進の手引き」等を活用して、ESCO事業の紹介や、遮断熱対策など建築物における省エネルギー化を促進します。

エ ヒートアイランド対策の推進

- ・敷地の緑化に加えて、ビルの屋上や壁面の緑化を推進することにより、葉面蒸発散による気化熱の冷却効果を利用して街のヒートアイランド現象を緩和

します。

- ・水面や非舗装面の確保，通風に配慮した都市整備などを促進します。

オ 「京都市水共生プラン」の推進

- ・道路・建物敷地への浸透性舗装や透水性ブロックを活用する等，土地への雨水浸透性の向上を図ります。
- ・学校や公共施設への雨水タンクの整備を推進し，植栽への灌水や道路への打ち水等に利用します。
- ・健全な水循環系の回復を図ること等を目的とした「京都市水共生プラン」に基づき，全庁的な取組による雨水流出抑制対策を推進し，地表面の雨水浸透，保水による蒸発散作用により地表面の高温化を防ぎます。

施策

カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり

- ・家庭へのK E Sの普及を図ります。
- ・省エネルギーコンサルタント，エネルギー管理士等を活用しやすい仕組みを構築します。
- ・省エネルギー対策に関することを相談できる体制について検討します。
- ・地球温暖化防止リーダーを育成する養成講座を実施します。
- ・市民からの家庭生活における取組の提案により，温室効果ガスの削減効果の高いユニークな取組を表彰する市民参加型の「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」を実施し，環境負荷の少ない生活への転換を図ります。
- ・環境にやさしい生活をする人にメリットがある制度を検討します。
- ・住宅の省エネルギー度を評価する仕組みとして住宅の環境ラベリング制度について検討します。

キ 行動（施策）目標と削減目標

施 策 名	行 動 目 標	削減目標量	成果の評価指標
普及啓発	環境家計簿の取組等，普及啓発を推進することにより，家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000 t-CO ₂ /年	環境家計簿取組数，講習会への参加人数
特定事業者排出量削減計画書（再掲）	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により，温室効果ガスの排出を抑制する。	※（160,000） t-CO ₂ /年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

※削減目標量には，産業部門，運輸部門，民生部門（業務）の削減量を含める。

(5) 廃棄物部門対策（ごみの減量対策）

焼却処分されるごみの減量化は、温室効果ガス排出削減につながることから、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、いわゆる 2 R を中心としたごみの減量化の推進を図ります。

重点施策

ア 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）

- ・家庭から使用済みてんぷら油を回収し、「京都市廃食用油燃料化施設」（処理能力 5,000 L／日）でバイオディーゼル燃料に転換して、ごみ収集車や市バスの燃料として使用するバイオディーゼル燃料化事業の一層の促進を図るため、今後、回収拠点を拡大するなどさらにこの取組を進めます。

イ ごみの発生抑制と再使用の推進

- ・「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略 2 1）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用を中心としたごみの減量化を図ることとし、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を適正に導入します。
- ・「京都市ごみ減量推進会議」を中心とした、市民、事業者、行政の協働によるごみの発生抑制と再使用の促進に向けた取組を推進します。

施策

ウ ごみの分別とリサイクルの推進

- ・「プラスチック製容器包装」の分別収集を拡充します。
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行に伴う市民啓発及び家電 4 品目の収集、不法投棄対策を徹底します。
- ・学校における分別収集、リサイクルの取組を推進します。

エ 良好な都市ストックの形成・有効活用

- ・都市の建設活動自体による環境負荷を低減するため、良質で寿命の長い建築物等都市ストックの形成や既存の都市ストックの有効活用を促進します。

オ 下水汚泥の有効利用

- ・下水汚泥から生成される焼却灰や溶融スラグを建設資材等として有効利用します。

カ 「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略 2 1）」の推進

- ・資源循環型社会システムの構築、環境にやさしい廃棄物処理システムの構築を基本理念とした「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略 2 1）」に基づくごみ減量化を推進します。

(6) 吸収源対策（緑を増やす対策）

二酸化炭素排出量の削減対策を進めるとともに、本市の北部及び市街地周辺に広がる山林は、二酸化炭素の吸収源であることから、森林の保全、都市緑化の推進等を図ります。

施策

ア 森林の保全・整備等の推進

(ア) 森林の適切な保全整備

- ・植林，下刈り，除伐，間伐など，適切な森林管理を行う上で必要な森林整備を林業の活性化を通じて促進し，森林の有する二酸化炭素吸収機能が発揮されるよう努めます。
- ・「合併記念の森創設事業」などにより，地球温暖化対策に有効で豊かな生態系が維持されて人と自然の共生を目指す理想の森づくりシステムを企業や市民の参画の下で推進し，そのシステムを民有林全体にも広げていきます。
- ・森林整備の担い手の育成・確保を推進します。

(イ) 里山空間など多様な森林の整備

- ・森林の持つ保健・文化的価値や潤いのある生活環境の保全・創出のため，里山空間の整備など利用目的に応じた多様な森林の整備を進めます。

(ウ) 緑化技術の導入

- ・道路や橋等の建設に際し，緑化技術などの工法の採用に努めます。

(エ) 緑化の推進

- ・緑化団体との連携などにより，緑化推進体制の充実を図るとともに，各種イベント等を通じて普及・啓発を推進します。
- ・住宅，企業の空き地やビルの屋上・壁面などの緑化推進を図ります。

イ 都市公園，公共施設等の緑化推進

(ア) 都市公園の整備

- ・緑豊かな都市公園などの整備により都市の緑化を推進します。

(イ) 工場・産業団地の緑化推進

- ・工場や産業団地等における緑化を推進します。

(ウ) 公共施設等の緑化

- ・道路や河川，官公庁施設等について緑化を推進します。
- ・学校，公園などでのビオトープ事業を推進します。

ウ 木材資源の有効利用の推進

- ・京の山^{（まきびと）}杣人工^{（まきびと）}房事業などを核に，市内産木材の利用促進を図るため，市内外の消費者や事業者に対する普及・啓発を推進します。
- ・市産材を使用した住宅や木造建築物に対する資金融資，公共施設への市内産木材利用促進など，木材資源を有効に推進します。
- ・プレカット工場や製材施設等の木材加工施設を充実し，市内産木材の安定的な供給体制を整備します。
- ・木材等森林資源の新たな活用方法の確立や利用・供給情報の整備・供給を促進します。

(7) その他の温室効果ガス対策

環境保全型農業及び廃棄物対策の推進等によりその他の温室効果ガスの排出量の増加を抑制します。

施策

ア メタン対策

(7) 環境保全型農業の推進

a 有機物・水管理の適正化

- ・環境への影響の少ない有機物資材施用技術の確立や、適切な土壌管理手法、水田の水管理手法の研究・指導を推進します。

b 家畜ふん尿の適正処理

- ・家畜ふん尿の好気性発酵など適正な処理を指導します。

(4) 廃棄物対策の推進

a 有機物の埋立抑制・適正化

- ・廃棄物の処理において、有機物の埋立処分を可能な限り抑制するとともに、メタン排出の少ない埋立（準好気性埋立：埋立地の中に集水管を設け、ごみ内部に空気を確保して好気性にする埋立）方法を指導します。

b ごみの減量化の推進

- ・「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」に基づき、廃棄物の発生抑制，再使用を中心としたごみの減量化を図ります。（再掲）
- ・資源循環型社会システムの構築，環境にやさしい廃棄物処理システムの構築を基本理念とした「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略21）」に基づくごみ減量化を推進します。（再掲）

イ 一酸化二窒素対策

(7) 環境保全型農業の推進

a 施肥管理の適正化

- ・環境への影響の少ない施肥技術の確立と普及・啓発を推進します。

b 家畜ふん尿の適正処理

- ・家畜ふん尿の好気性発酵など適正な処理を指導します。（再掲）

(4) 廃棄物対策の推進

- ・「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」に基づき，廃棄物の発生抑制，再使用を中心としたごみの減量化を図ります。（再掲）
- ・資源循環型社会システムの構築，環境にやさしい廃棄物処理システムの構築を基本理念とした「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略21）」に基づくごみ減量化を推進します。（再掲）

ウ 代替フロン等対策

- ・「京都市環境保全資金融資制度」を通じて，事業者における回収装置等の整備

を支援します。

- ・関係業界と連携して、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、カーエアコン、冷蔵庫など代替フロン等の使用機器の廃棄時における回収・適正処理を促進します。

(8) 取組の輪を広げるための誘導策

温室効果ガス対策及び吸収源対策を進めるためには、事業者、市民の参加と協働が必要であることから、事業者、市民の取組を誘導する環境保全に関する学習の機会の提供、活動の支援及び広報・啓発等を行うとともに、「京都市環境保全活動センター」（京エコロジーセンター）において、京エコロジーセンター中長期計画に基づき、運営の推進を図ります。

重点施策

ア 環境教育・学習の推進

(7) 環境教育の推進

- ・環境教育副読本を活用した学習や自然とのふれあい等の体験活動を充実するとともに、環境保全活動への参加や家庭と連携した環境教育に係る取組を促進するなど、小・中学校、高等学校、養護学校における環境教育を推進します。
- ・家庭や地域における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、児童、生徒が学校等で学んだことが、家庭や地域に生かされ、取組の実践につながるような仕組みを検討します。
- ・環境教育教材の開発・提供を推進するとともに、環境教育指導資料の活用方法、環境教育の取組の実践例の紹介など、各種講座や研修会を通して、教員の指導力向上のための取組を推進します。
- ・K E S 学校版認証取得や環境教育指定校への指定など環境教育の実践活動強化を推進します。
- ・雨水タンク、太陽光発電システム、風力発電システム、節水機器、電力監視測定器などを環境教育に活用します。

(イ) 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）における環境学習の推進

- ・体験機能を有するごみ減量や地球温暖化防止に関する展示を通じ、市民等への環境保全の普及啓発を推進します。
- ・青少年科学センターと連携した小学生対象の環境教育事業を通じ、児童への環境意識の定着を図ります。
- ・事業者、市民、環境保全活動団体及び環境ボランティアとの協働で実施する各種環境保全に関しての学習プログラム、普及啓発行事、講演会、セミナー等を通じ、環境意識の定着を図ります。

イ 市民活動等の促進支援

(7) 市民活動の展開・促進

- ・地球温暖化対策を中心とした、市民、事業者、行政など各主体の行動計画である「^{みやこ}京のアジェンダ21」を推進します。
- ・「^{みやこ}京のアジェンダ21フォーラム」及び「^{みやこ}京エコロジーセンター」を通じて、環境保全に向けた各主体の主体的・積極的な取組を促進します。
- ・自然エネルギー導入や省エネルギー対策等を進める市民団体の活動を支援します。
- ・市民運動や企業活動において知識や経験を有した者を中心に、地球温暖化防止活動推進員など地域における活動の中心となるリーダーの育成を推進します。
- ・市民・事業者・行政による「京都市ごみ減量推進会議」においては、本市のごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現に向けた取組を促進します。
- ・それぞれの地域で具体的なごみ減量の取組を展開している「地域ごみ減量推進会議」に対して、活動を支援します。

(イ) 京都市環境保全活動センター（^{みやこ}京エコロジーセンター）における環境活動支援の推進

- ・事業者、市民、環境保全活動団体及び環境ボランティアとの協働で実施する各種環境保全に関する活動交流会、人材育成講座等を通じ、環境リーダー等の育成を推進します。
- ・環境関連図書やビデオの収集整備、最新の環境情報の収集に努め、市民の環境学習や環境保全活動のための情報提供を推進します。
- ・自然エネルギーの導入、省エネルギー対策、ごみ減量に関する学習及び活動に取り組む市民、環境保全活動団体、事業者の支援を推進します。

(ウ) 中小企業の実践の支援

- ・事業者向け環境学習プログラムの作成や環境マネジメントシステム導入説明会の開催など、中小企業における環境配慮活動を支援します。

(エ) 地域参加型環境保全の推進

- ・地域住民が主体となって行政・事業者とともに地域の環境を改善する運動（地域版ローカルアジェンダ21活動）を推進します。
- ・利害関係者による問題解決型円卓会議等の仕組みづくりを推進し、その活動の支援を行います。
- ・大学における、周辺住民・事業者と協働したグリーン購入、リサイクル等の取組支援を行います。

ウ 広報・啓発の推進

- ・啓発イベントや市民参加型行動実践キャンペーンを実施します。
- ・地球環境をテーマにした講習会やフェア等の開催を通じて、市民一人ひとりの地球温暖化問題に対する理解を深める機会を提供します。
- ・環境保全に貢献した事業者や市民、民間団体等を表彰することにより、地球

温暖化防止に向けた市民等の積極的な取組を促進します。

- ・マスコミとの共同キャンペーン活動を展開します。
- ・駅周辺でのサイン表示、省エネルギー活動のシール配布など、効果的な広報・啓発活動を促進します。

エ 観光客への啓発

- ・環境配慮型宿泊施設の取組を促進するとともに、観光客に対して取組への理解を求め、協力を要請します。
- ・環境配慮型宿泊施設やレンタサイクル等の取組情報を提供し、観光客への啓発を行い、取組を支援します。

オ 協働体制の充実

- ・「京のアジェンダ21フォーラム」及び「京都市ごみ減量推進会議」を中心として市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域における温暖化防止活動の推進を図ります。

カ モデル事業・社会実験等の取組促進

- ・市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、先進事例となるようなモデル事業や社会実験に積極的に取り組みます。

キ 財政上の措置・制度の検討

- ・地球温暖化防止に資する取組に対する補助金制度や税制度等、有効な財政上の措置を検討します。

(9) その他の取組の推進

施策

ア 国際協力の推進

- ・京都議定書誕生の地として、京都議定書の発効を受け、各国の更なる地球温暖化対策の推進に向けた活動を進めます。
- ・公害や地球規模の環境問題に取り組んできた本市の経験や知識を「イクレイ—持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)」を通じて情報発信することにより環境分野における国際協力を推進します。
- ・「気候変動に関する世界市長・首長協議会」を通じた自治体リーダー間のネットワーク化を推進します。

イ 近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進

- ・国や府が行う地球温暖化防止のための施策と連携するとともに、近隣市町村との情報交換を進め連携を強化します。
- ・地球環境問題の解決に向けて、既存の学問分野の枠組みを超えた総合的視点に立つ地球環境学の構築を目指し、「大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所」との連携を図ります。

ウ 調査研究の推進

- ・地球温暖化など地球環境問題に関する調査研究を推進します。
- ・省エネルギー・省資源、リサイクル、地球温暖化防止に関する技術開発研究を推進します。

(10) 市役所の率先実行

市内有数の大規模な事業者である京都市役所が率先して、地球温暖化防止に向けて総合的に取り組みます。

重点施策

ア 庁内推進体制の充実

- ・市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」による全庁的な取組を推進します。

施策

イ 京都市役所CO₂削減アクションプランの推進

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく実行計画として、また市条例第11条第2項の規定に基づく計画として、平成18年3月に策定された「京都市役所CO₂削減アクションプラン」に基づき全庁を挙げて地球温暖化対策を推進します。

(7) 計画の期間

平成17年度から平成22年度まで

(イ) 対象範囲

本市が実施している事務及び事業のすべてを対象とします。対象範囲を下記の3つの部門に分類します。

なお、環境省の策定マニュアルを参考に、外部委託により実施する事務及び事業、外郭団体などが実施する事務及び事業は対象から除きますが、これらの事務及び事業で、温室効果ガス排出削減の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

対象部門	事業
事務系	事業系、市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業、市場運営事業（第一市場、第二市場）、交通事業（市バス、地下鉄）、上下水道事業（水道事業：浄水場、下水道事業：水環境保全センター）
市民サービス系	病院事業、保育事業、文化事業、教育関係（学校・園）事業（市の運営する小、中、高校、養護学校、幼稚園）

(ウ) 温室効果ガス排出状況

平成16年度の本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、約46.4万トン（二酸化炭素換算。以下同じ。）です。

表5 本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの部門別排出状況と排出要因

単位：t-CO₂

		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	小 計
事 務 系		30,148	0	0	30,148
事業系	廃棄物処理事業	189,439	1	9,972	199,412
	市場運営事業	9,221	0	0	9,221
	交 通 事 業	72,573	0	0	72,573
	上下水道事業	70,644	5,728	47,386	123,759
市民サービス系		28,354	0	532	28,886
合 計		400,378	5,729	57,890	463,998

注1：温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」により算定しています。

注2：HFC及びSF₆の排出量は、それぞれ約207トン（0.04%）、約236トン（0.05%）と温室効果ガス排出の寄与が小さく、また、PFCは本市では使用されていません。このため、これら3物質については、実態把握にとどめ、目標算定の対象外としています。

(エ) 温室効果ガス排出量に関する目標

計画期間の中間年である平成19年度の目標も設定し、その状況に応じて平成22年度の目標は見直しを行うこととします。

表6 本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標

単位：t-CO₂

対 象 部 門		平成16年度	平成19年度		平成22年度	
		排出量	排出量	削減量	排出量	削減量
事 務 系		30,148	29,243	△904 (△ 3.0%)	28,942	△1,206 (△ 4.0%)
事業系	廃棄物処理事業	199,412	164,217	△35,196 (△17.6%)	141,023	△58,390 (△29.3%)
	市場運営事業	9,221	9,164	△57 (△ 0.6%)	9,108	△113 (△ 1.2%)
	交 通 事 業	72,573	73,025	452 (0.6%)	73,768	1,196 (1.6%)
	上下水道事業	123,759	122,198	△1,560 (△ 1.3%)	120,464	△3,294 (△ 2.7%)
	小 計	404,964	368,604	△36,361 (△ 9.0%)	344,363	△60,601 (△15.0%)
市民サービス系		28,886	29,606	720 (2.5%)	29,499	613 (2.1%)
合 計		463,998	427,453	△36,545 (△ 7.9%)	402,804	△61,194 (△13.2%)

ウ 環境マネジメントシステムの構築・推進等

- ・ I S O 1 4 0 0 1 及び K E S 認証取得事業所を拡大し、本市自らが行う事務事業の実施に伴う環境負荷を低減させることはもとより、すべての行政分野において環境を基軸とした政策の展開を図ります。
- ・ 市役所本庁舎及び消防本部庁舎においてゼロ・エミッションの取組を推進します。さらに、市役所の他の施設へのゼロ・エミッションの取組の拡大を目指します。
- ・ 本市が実施する事業については、事業計画の立案段階で環境配慮を図る戦略的環境アセスメントを適正に運用します。
- ・ 本市における行政評価システムにおいて、市の事務事業における成果の評価・点検に環境負荷の観点を加えます。
- ・ 本市の公共事業等における環境への負荷を低減するため、設計、仕様、施工等の各段階において環境に配慮するとともに、環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札制度の運用を図ります。
- ・ 本市の発注工事に、I S O 1 4 0 0 1 及び K E S 認証を取得した事業者だけに入札参加を認めるグリーン入札制度の導入を検討します。
- ・ 本市の公の施設の指定管理者の選定に当たっては、環境への配慮の観点を加えます。
- ・ I S O 1 4 0 0 1 による環境マネジメントシステムの推進と併せて、本市の事務事業における環境負荷低減の取組について、環境会計の手法を用いて、その効果等を数値化して分かりやすく説明、公表します。

3 事業活動に求められる取組

事業者は、事業活動に起因する温室効果ガス排出削減のため、以下の取組が求められます。



(1) エネルギー転換部門対策（電気・ガス事業者における削減対策）

ア 電気・ガス事業者におけるエネルギー転換効率の向上

- ・電気・ガス事業者における発電・送電・ガス供給段階での効率的なエネルギー利用を図ります。
- ・太陽光等自然エネルギーの活用を図ります。

(2) 産業部門対策（工場における削減対策）

ア 製造業における熱管理、電力利用設備等の効率向上

(ア) 熱管理・熱源設備の効率向上

- ・熱源設備における熱利用効率を高めるための機器の改善、改良を図ります。

(イ) 電力利用設備の効率向上

- ・高効率モーターの導入やモーターのインバーター制御化等機器の改善、改良を図ります。

(3) 運輸部門対策（営業用自動車からの削減対策）

ア 自動車利用の抑制（自粛）

- ・通勤・通学、営業等には、徒歩、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。

- ・業務用車両の持ち帰りの自粛などによる社用車の管理強化やマイカー通勤規制等により、車の利用抑制に取り組みます。

イ 環境に配慮した事業所の利活用

- ・環境に配慮した運送事業所（ISO14001やKESの取得事業者など）を積極的に選定します。

ウ 自動車の適正な管理・使用

(7) 使用時間の短縮等

- ・出発前に、営業、配送ルートの確認をします。
- ・タイヤの空気圧を適正に保ちます。また、車に不要な荷物を積んだままにしません。
- ・停車中はこまめにエンジンを切り、不必要なアイドリングをしません。
- ・急発進・急加速・急ブレーキをやめます。
- ・エンジンの空ぶかしをしません。
- ・エコドライブ支援機器の導入を図ります。

(4) 効率的な輸配送システムの導入

- ・自家用貨物車から営業貨物車への転換を図ります。
- ・共同輸配送システムの導入を進めます。
- ・最適配車システムを実施します。
- ・適正な在庫管理を行います。
- ・帰り荷の利用促進を図ります。

エ 低公害車・低燃費車の選定

- ・計画的に低公害車・低燃費車の購入、導入を図ります。
- ・都心部では、率先してエコカー（低公害車及び低排出ガス車かつ低燃費車）の使用を図ります。

オ 鉄道における車両の軽量化、物流の効率化

- ・鉄道車両の軽量化や鉄道輸送と連携した物流の効率化を図ります。

(4) 民生部門対策（事務所・店舗・ビルにおける削減対策）

ア 省エネルギー型事業活動の推進

(7) エコオフィス運動の推進

a 昼休み中の消灯や部分消灯の実施

- ・昼休み中や時間外は事務所の照明を一斉又は部分消灯するなどして、電気を節約します。

b 企業、店舗、電車、バス等の冷暖房機器の設定温度の適正化

- ・冷房は28℃、暖房は20℃程度を目安に空調機器の温度を設定します。

c O A 機器等のこまめな電源切断

- ・コピーやパソコン等のO A 機器は、昼休みなど長時間使わない場合はこまめに電源を切るようにします。

- d ガス調理器具、給湯器等の適正な使用
 - ・給湯器は種火をこまめに消すようにします。食器を洗う時は、給湯器の温度設定を低くします。
 - ・食器を洗う時は、お湯を出しっぱなしにしないようにします。
 - ・コンロの炎は鍋底からはみ出さないようにします。
 - ・ガス暖房器具を使用するときの温度を低めに設定します。
 - e 店舗照明の適正化など営業時における電力消費の削減
 - ・過剰な店舗照明などによる電力消費量の削減を図ります。
- (イ) 自動販売機の適正な運転管理と省エネルギー型の機器の導入
- ・飲料をはじめとする自動販売機の適正な運転管理に努めます。
 - ・省エネルギー型の自動販売機の導入を図ります。
- イ 省エネルギー型ＯＡ機器等の導入
- ・白熱灯から蛍光灯への転換，インバーター照明器具の導入，省エネルギー型ＯＡ機器の導入を図ります。
- ウ 建築物の省エネルギー化（環境共生型建築物の導入）
- (ア) 太陽光等の自然エネルギーの活用
- ・太陽熱利用システムや太陽光発電システム等自然エネルギーの導入を図ります。
- (イ) ビルの断熱化・屋上緑化等の促進
- ・ビルを新築・改築するときは，断熱化，屋上緑化，壁面緑化等に努めます。
- (ウ) コージェネレーションシステムの導入など熱の効率的な利用
- ・建築物の用途に応じ，熱供給と電気供給が同時にできるコージェネレーションシステムの導入を図るなど建築物における熱の効率的な利用を推進します。
- (5) 廃棄物部門対策（ごみの減量対策）
- ア ごみの発生抑制と再使用の推進
- ・製品の製造から廃棄まで，温室効果ガスの排出量の少ない商品の購入促進を図るために，製品のライフサイクルアセスメント（ＬＣＡ）を導入するとともに情報の公開に努めます。
 - ・商品の多重包装など不必要な包装をしないようにします。
 - ・オフィスにおいては，両面コピーの徹底等により紙の使用量を削減します。
 - ・行政や企業，自治会や民間団体の再使用・リサイクル活動への積極的な参加を目指します。

イ ごみの分別とリサイクルの推進

- ・原材料や事務用品にリサイクル製品を積極的に使用します。
- ・使用時・廃棄時に環境への影響の少ない製品を積極的に使用します。
- ・使い捨て製品は極力使用しないようにし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）等に基づく取組とともに、紙、缶・びん・ペットボトルなどは積極的にリサイクルを行います。

(6) 吸収源対策（緑を増やす対策）

ア 森林の保全・整備

(ア) 森林の保全・整備

- ・計画的な造林・保育を実施し、複層林など多様な森林の整備を行います。

(イ) 持続可能な森林経営の確立

- ・有用な人材確保に努めるとともに、生産性の向上を図り、持続可能な森林経営を確立します。

(ウ) 木材資源の有効利用

- ・間伐材や廃材も含め木材の需要拡大を図り、木材資源の有効利用に努めます。

イ 植樹など緑化運動の推進

- ・敷地内の植栽や生け垣の設置に努めます。
- ・植樹などの緑化運動に協力します。
- ・屋上や壁面の緑化の取組に努めます。

(7) その他の温室効果ガス対策

ア 農業における対策

- ・農業から排出されるメタンや一酸化二窒素は、家畜の飼育管理の改善、家畜ふん尿の適正処理、水田の水管理、施肥の適正化などを行うことによって抑制します。

イ 廃棄物の適正処理

- ・有機物の発酵によるメタンの発生を抑制するため、廃棄物の適切な処理を行います。

ウ 代替フロン等の使用削減

- ・代替フロン等については、代替物質の利用を推進します。
- ・やむを得ず使用する場合には、密閉設備の導入、使用後の回収の徹底や再利用、品質の悪化により再利用できないときの破壊など、代替フロン等が大気中に放出しないように努めます。

(8) 従業員の環境教育の推進、普及啓発

ア 従業員の環境教育の推進

- ・環境経営セミナーや環境教育テキスト等を活用して、事業者による従業員への環境教育を推進します。
- ・アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブを実践するため、従業員に対する教育・研修等を実施します。

イ 普及啓発

- ・駐車場等に看板等を設置するなどにより、アイドリング・ストップの普及啓発を図ります。

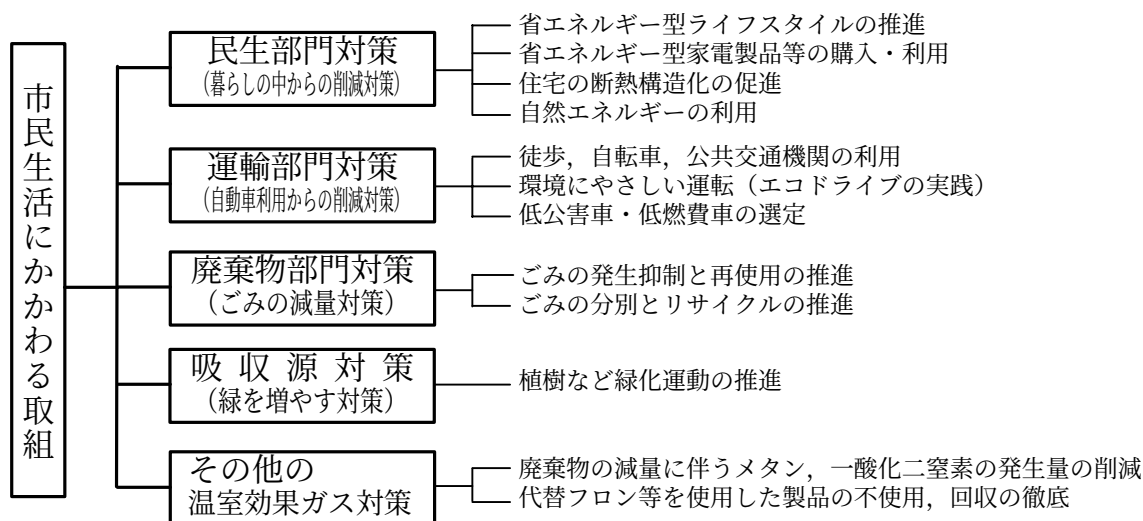
(9) 削減対策による二酸化炭素削減効果の例

次のような削減対策を行うことによって、多くの二酸化炭素排出量を削減することができます。

削 減 対 策 例	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
ボイラーの燃焼空気比を調整する。 (A重油焚き2トン/h ボイラー2基があり、O ₂ 濃度平均7.9%(空気比1.6)と高く、省エネルギー法の基準値に準拠して1.2に調整する)	45.0
環境マネジメントシステムを導入する。 (K E S 認証取得事業所(359事業所)での環境改善活動(電力、ガス、ガソリン、重油、灯油の削減)での実績)	10.0
エコドライブ(急発進、急加速をしない等のアクセルワーク)を実践する。 (エコドライブ講習会での燃費改善率(約21%実績)から、年間走行量(トラック7万km)を外挿した時の削減量)	3.5
エコドライブ(急発進、急加速をしない等のアクセルワーク)を実践する。 (エコドライブ講習会での燃費改善率(約21%実績)から、年間走行量(乗用車3万km)を外挿した時の削減量)	0.8

4 市民生活に求められる取組

市民は、市民生活に起因する温室効果ガス排出削減のため、以下の取組が求められます。



(1) 民生部門対策（暮らしの中からの削減対策）

ア 省エネルギー型ライフスタイルの推進

(ア) 冷暖房機器の適正な使用

- ・冷暖房機器の使用時間を短くします。
- ・冷房は 28℃、暖房は 20℃に設定します。
- ・こたつ等についても設定温度を低めにします。

(イ) その他の家電製品等の適正な使用

- ・テレビの視聴時間、照明器具の使用時間を短縮します。
- ・家電製品において長時間使用しない場合は、主電源を切るかコンセントを抜きます。
- ・冷蔵庫の内容量を適量にし、ドアの開閉を減らします。
- ・洗濯物はできるだけまとめ洗いをします。
- ・掃除機の効率のよい使用を心がけます。
- ・その他の家電製品についても、使用時間を減らしたり、効率のよい利用を心がけます。

(ウ) ガス調理器具、給湯器等の適正な使用

- ・給湯器は種火をこまめに消すようにします。食器を洗う時は、給湯器の温度設定を低くします。
- ・食器を洗う時やシャワーを浴びる時は、お湯を出しっぱなしにしないようにします。
- ・お風呂は、間隔を置かずに入るようにして、追い焚きをしないようにします。
- ・コンロの炎は鍋底からはみ出さないようにします。
- ・ガス暖房器具を使用するときの温度を低めに設定します。

イ 省エネルギー型家電製品等の購入・利用

- ・家電製品を買い換えるときは、省エネルギー型のものを選びます。
- ・石油ストーブ、ガス機器、給湯器は効率のよいものを購入します。

ウ 住宅の断熱構造化の促進

- ・住宅を新築、改築するときは断熱材、ペアガラスの導入など断熱構造を高めます。

エ 自然エネルギーの利用等

- ・住宅における太陽熱利用システムや太陽光発電システムの導入に努めます。
- ・雨水の活用を図ります。

(2) 運輸部門対策（自動車利用からの削減対策）

ア 徒歩、自転車、公共交通機関の利用

- ・買い物、通勤・通学、レジャー等には、徒歩、自転車や公共交通機関を積極的に利用し、マイカーの利用を減らします。

イ 環境にやさしい運転（エコドライブの実践）

- ・停車中はこまめにエンジンを切り、不必要なアイドリングをしません。
- ・急発進・急加速、急ブレーキをやめます。
- ・エンジンの空ぶかしをしません。
- ・経済速度で走ります。
- ・タイヤの空気圧を適正に保ちます。また、車に無駄な荷物を積んだままにしません。

ウ 低公害車、低燃費車の選定

- ・車を購入又は利用するときは、二酸化炭素等の排出量が少なく、環境にやさしい低公害車、低燃費車を選びます。

(3) 廃棄物部門対策（ごみの減量対策）

ア ごみの発生抑制と再使用の推進

- ・使い捨て商品の使用は控えます。
- ・買い物の際は買い物袋を持参し、レジ袋は断ります。
- ・シャンプーや洗剤などは詰替用のものを購入します。
- ・生ごみはよく水切りをします。
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパーは使いすぎないようにし、できるだけ再生紙利用のものを使用します。
- ・ビールや酒はなるべくリターナブル(再利用可能)びんを購入し、使用後は購入店又はスーパー等の拠点回収協力店に返却します。

イ ごみの分別とリサイクルの推進

- ・「家庭ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「小型金属類」等は分別し、紙パック、使用済み乾電池、使用済みてんぷら油、蛍光管、古紙など再生可能なものはできるだけリサイクルに回します。
- ・「プラスチック製容器包装」の分別にも取り組みます。
- ・食品トレイはスーパー等の店頭で資源回収しているところまで持っていくます。

(4) 吸収源対策（緑を増やす対策）

ア 植樹など緑化運動の推進

- ・庭の植栽や生け垣の設置に努めます。
- ・植樹などの緑化運動に協力します。
- ・屋上や壁面の緑化に努めます。

(5) その他の温室効果ガス対策

ア 廃棄物の減量に伴うメタン、一酸化二窒素の発生量の削減

(7) ごみの発生抑制と再使用の推進（再掲）

- ・使い捨て商品の使用は控えます。
- ・買い物の際は買い物袋を持参し、レジ袋は断ります。
- ・シャンプーや洗剤などは詰替用のものを購入します。
- ・生ごみはよく水切りをします。
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパーは使いすぎないようにし、できるだけ再生紙利用のものを使用します。
- ・ビールや酒はなるべくリターナブル(再利用可能)びんを購入し、使用後は購入店又はスーパー等の拠点回収協力店に返却します。

(イ) ごみの分別とリサイクルの推進（再掲）

- ・「家庭ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「小型金属類」等は分別し、紙パック、使用済み乾電池、使用済みてんぷら油、蛍光管、古紙など再生可能なものはできるだけリサイクルに回します。
- ・「プラスチック製容器包装」の分別にも取り組みます。
- ・食品トレイはスーパー等の店頭で資源回収しているところまで持っていくます。

イ 代替フロン等を使用した製品の不使用、回収の徹底

- ・代替フロン等を大気中に放出しないように、代替フロン等を使用した製品を使わないようにするとともに、使った製品からの回収を徹底します。

(6) 身近な取組による二酸化炭素削減効果の例

次のような取組を行うことによって、多くの二酸化炭素排出量を削減することができます。

	身 近 な 取 組	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /年)	節約金額 (円/年)
日 常 生 活	エアコン(2.2kW)暖房温度の設定を1℃下げる <暖房期間 5.5 ヶ月間, 21℃→20℃>	20.06	1,200
	エアコン(2.2kW)冷房温度の設定を1℃上げる <冷房期間 3.6 ヶ月間, 27℃→28℃>	11.43	700
	エアコン(2.2kW)暖房時間を1時間短縮する <暖房期間 5.5 ヶ月間>	15.40	900
	エアコン(2.2kW)冷房時間を1時間短縮する <冷房期間 3.6 ヶ月間, 27℃→28℃>	7.10	400
	電気カーペット(3畳用)の温度設定を下げる <暖房期間 5.5 ヶ月間, 温度設定「強」→「中」>	70.30	4,100
	誰もいない部屋の照明(白熱球:54W)はこまめに消す <毎日1時間消灯>	7.45	400
	誰もいない部屋の照明(蛍光灯:15W)はこまめに消す <毎日1時間消灯>	2.07	100
	見ていないテレビ(28インチ)は消す <毎日1時間消す>	15.44	900
	食器洗いをする時は、給湯器は温度設定を低くする <冷房期間を除く, 40℃→38℃>	17.25	1,300
	お風呂は間隔をおかずに入る <毎日1回, 40.5℃→45℃に追い炊きをしない>	74.87	5,700
	アイドリング・ストップに努める <40km 走行ごとに1回5分間エンジンを止める>	37.70	1,900
	急発進、急加速をしない <10km 走行ごとに1回急発進、急加速をしない>	64.96	3,200
省 エ ネ 機 器 へ の 買 い 替 え	タイヤの空気圧は適正に保つ <適正圧より50kPa減状態で, 5,000km 走行>	34.80	1,700
	照明(5灯)を白熱球(54W)から蛍光灯(15W)に替える	147.40	8,500
	エアコン 2.2kW※	57.08	3,300
	テレビ スタンダード 25 インチ※	4.54	300
	VTR(S-VHS以外)※	28.73	1,700
	洗濯機 全自動 6kg※	6.05	400
	家庭用蛍光灯器具(6~8畳用)※	3.02	200
	温水洗浄便座(貯湯式)※	13.99	800

※ 出典：(財)省エネルギーセンターのホームページから加工（省エネ機器は、2005年夏版の「省エネ性能カタログ」より、各製品の年間又は期間消費電力量の最小値の製品と平均値のものを比較）

5 主体間の連携による取組

温室効果ガスの削減目標を着実に達成するためには、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が地球温暖化問題に対して各々が果たすべき社会的責任を自覚し、市民生活、事業活動及び本市の施策・事務事業において、積極的に地球温暖化対策に取り組む必要があります。

取組を進めるに当たっては、各主体が、地球温暖化の防止に向け、それぞれの役割に応じて活動するだけでなく、あらゆる主体が目標を共有したうえで、連携してこの問題の解決を図っていくことが、より一層効果的であると考えられます。

これまでから、「京のアジェンダ21フォーラム」や「京都市ごみ減量推進会議」、
「京都グリーン購入ネットワーク」といった、各界各層が構成員となっている、情報交換や具体的な施策の実践を目的とした組織において、市民、事業者、行政のパートナーシップの下、様々な活動が展開されており、今後とも、こうした各主体間の連携による取組を更に推進します。

第7章 計画の進行管理と公表

地球温暖化対策は、本市、事業者、市民の三者が積極的に取り組むとともに、パートナーシップに基づく取組を進めることが効果的であるため、各主体による取組の進捗状況等に係る情報を共有し、更なる対策の推進を図っていく必要があります。

そこで、本市がとりまとめた毎年度の取組実績、行動目標や削減目標の達成状況等を、三者で点検評価するとともに、その結果を公表します。

重点施策

1 取組実績の把握

(1) 京都市の取組について

最新の温室効果ガス排出量、地球温暖化対策計画に掲げられた施策や京都市役所の率先実行（京都市役所CO₂削減アクションプラン）等の実績・削減効果を本市がとりまとめ、目標の達成状況を確認、公表します。

また、施策の評価に当たっては、分かりやすく、かつ、迅速に温室効果ガス排出量の傾向や施策等による削減量の動向が判断できるエネルギー（電気、都市ガス等）消費量等の「地球温暖化対策指標」を設定することも検討します。

さらに、削減量や排出量の算定に当たっては、引用した統計データ及び算定式もあわせて公表するとともに、矛盾が生じないような目標設定及び不確定要因に対する評価方法について、評価検討委員会での審議も含め、慎重に検討します。

(2) 事業者・市民の取組について

市条例に基づく特定事業者排出量削減計画書等により、特定事業者からの温室効果ガス排出量、取組実績・削減効果等の取組の進捗状況を本市がとりまとめ、各事業者の目標達成状況を確認、公表します。

また、可能な限り市内の事業者団体、市民団体による取組実績も本市が把握します。

(3) パートナーシップによる取組について

市民、事業者、行政の三者の参加と連携のもとで環境と共生する持続可能な社会づくりを進める組織「京のアジェンダ2017フォーラム」等を活用し、市内におけるパートナーシップに基づく様々な取組実績、削減効果等を把握します。

2 点検評価のための第三者機関の整備

取組の進捗状況については、市民、事業者の立場からも、点検評価を行い、いち早く実効ある施策を検討する必要があることから、本市環境審議会の下に、市民代表、大学生代表さらに京のアジェンダ2017フォーラム、事業者団体、地域団体、環境保全活動団体等の代表及び学識経験者により構成される「地球温暖化対策評価検討委員会（仮称）」を設置します。

本市がとりまとめた実績、削減効果等をもとに、委員会において、取組などの点検・評価を行い、中長期的な目標や課題解決に向けた取組の提案等を行うこととします。

また、それらの提案が、今後の市条例の見直しやこの計画の改定に反映させることとします。

3 結果の公表

温室効果ガス排出量の削減目標の達成を確実なものにするためには、地球温暖化対策の取組実績や削減効果、「地球温暖化対策評価検討委員会（仮称）」による点検評価結果や今後の対策の提案等を、市民や事業者へ、迅速に分かりやすく知らせる必要があることから、市条例第8条の規定に基づき、本市が年次報告書を作成し、公表します。

資料1

京都市地球温暖化対策地域推進計画(平成15年6月改定版)における施策の進捗状況

本市では、平成22年までに温室効果ガスの排出量を10%削減することを目標として、「京都市地球温暖化対策地域推進計画（平成15年6月改定版）」を策定しました。以下に、本計画に掲げる各施策・項目の平成18年3月現在の進捗状況を示します。

施策・取組項目		重点項目	平成17年度末までの実績	進捗状況
ア 二酸化炭素排出削減対策				
(ア) エネルギー転換部門対策（バイオマス・自然エネルギー等の利用促進策）				
	a バイオマスエネルギーの活用促進	◎		
	地域住民の協力を得て、使用済みてんぷら油を回収し（平成9年8月開始 平成18年3月現在、市内956拠点で約13万ℓ回収）、本市のプラントにおいて、精製・燃料化（平成16年6月プラント稼動開始）し、京都市のごみ収集車（約220台）及び市バス（2台：100%、95台：混合）の燃料として使用しています。（環境局）		精製量150万ℓ／年、温室効果ガス削減量 4,000t-CO2／年	継続
	平成15年度から16年度にかけて、京都市中央卸売市場第一市場で使用している魚箱の一部を植物由来の生分解性製品に置き換えるとともに、使用済みの魚箱をバイオマス資源として活用するメタン発酵発電の実証試験を行いました。（産業観光局）			完了
	b 太陽エネルギーの活用促進	◎		
	学校、区役所庁舎、消防署、浄水場等、市施設への太陽光発電システムや太陽熱利用設備の積極的な導入を図るなど自然エネルギー、バイオマスエネルギー等の新エネルギー利用の推進を図っています。（各局区）		平成16年度末現在・太陽光発電設置最大出力 441kW 52施設（学校 平成16年度末現在25校 17年度は1校に設置）（消防署 平成16年度末現在4施設 17年度は1施設に設置）・太陽熱利用設備 9施設 温室効果ガス削減量約160t-CO2/年	継続
	平成15年度から住宅用太陽光発電システム設置助成制度を開始し、住宅における自然エネルギーの利用の普及を図っています。（環境局）		設置最大出力 576.23kW 温室効果ガス削減量 217.8t-CO2／年	継続
	c 未利用エネルギーの活用促進			
	平成18年度に、水環境保全センターから放流される処理水の運動エネルギー、また、配水中継ポンプ場への流入管の余剰水圧を利用し、発電機を設置する等、未利用エネルギーの利用促進を図っていきます。（上下水道局）			⑱開始
	d その他の新エネルギーの活用			
	特別養護老人ホームや区役所庁舎といった公共施設におけるコージェネレーションシステムの導入を促進しています。（各局区）		平成16年度末現在 設置最大出力 540kW 7施設	継続

	ごみ焼却熱による発電システムなどを，南部，東部，東北部クリーンセンター3箇所を導入しています。平成18年度には，北部クリーンセンターへの太陽光発電の導入を目指します。（環境局）	発電量186,000MWh／年 温室効果ガス削減量7万t-CO2／年	継続
(イ) 産業部門対策（工場からの削減対策）			
a 環境に配慮した事業活動の推進		◎	
(a) 環境管理・監視等の普及		◎	
中小企業に対するKES認証取得支援として，企業向けセミナーを開催するとともに，ISO14001の認証取得に伴う相談を受けるなど，事業者における環境マネジメントシステムの導入を促進しています。（環境局）		・市内におけるKES認証取得件数（平成18年3月現在）584 ・セミナー：⑩5回開催 ・ISO認証取得に伴う相談件数20件/年	継続
(b) 事業者の排出抑制計画の策定促進等		◎	
京都市地球温暖化対策条例を施行し，平成17年10月から特定事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書の提出を求めています。（環境局）		平成17年度該当事業者提出分141件	継続
(c) グリーン購入・グリーン調達		◎	
平成16年11月に京都グリーン購入ネットワークを設立し，事業者におけるグリーン購入，グリーン調達を促進しています。（環境局）		会員数（平成17年12月現在）106社	継続
(d) 中小企業の取組の支援		◎	
・モデル地域で地域全体の排出量削減を推進します。 ・エネルギーに関するサービスを提供する「ESCO事業」（Energy Service Company）や省エネルギー診断の活用を図るとともに，アドバイザー派遣等の支援対策を推進していきます。（環境局）			着手前
b 省エネルギー型生産構造への転換促進			
(a) 工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底			
・ESCO事業の活用を図り，事業者における省エネルギー型生産工程の普及や工場間廃熱利用など余熱エネルギーの利用を促進します。 ・事業所のエネルギー使用状況の把握，省エネルギー対策を推進します。（環境局）			着手前
(b) 農林水産業者における省エネルギー型生産の促進			
「京の旬野菜推奨事業」として，市内産の野菜（現在の推奨品目数38）を対象として減農薬・減化学肥料栽培による旬の時期の栽培を推奨し，栽培基準を満たす生産農家を認定登録することにより，安全で環境負荷の少ない野菜生産の振興を図っています。（産業観光局）		市内産野菜販売数量に対する割合29.5%	継続
(ウ) 運輸部門対策（自動車からの削減対策）			
a 低公害車・低燃費車の購入，導入		◎	
市バスや公用車への低公害車・低燃費車の計画的導入を推進するとともに，市バスへの天然ガス車導入を推進しています。（各局区）		低公害車等の保有台数：約230台 市バスの天然ガス車延べ33台	継続
民間事業者への低公害車導入助成を行っています。（環境局）		補助台数：⑩8台（延べ37台）	継続

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、市中心部において、「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を平成１５年度に設立しました。平成１６年度には「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、エコドライブ推進者を認定しています。 また、平成１７年度より「京・まちなかエコカー普及運動」を展開し、配送事業者等に対し、都心部でのエコカーの使用を呼びかけています。 （以上 環境局）		エコドライブ認定者数 約３３０名 エコカー台数 平成１６年度末現在：約３３１台	継続
b 歩くまちの歩行空間の形成推進	◎		
道路等のバリアフリー化推進により、すべての人が安全快適に歩行できる空間を整備し、近隣への徒歩移動を促進します。 交通安全施設の整備を推進します。市街地部の歩道の透水性舗装を推進します。（以上 建設局）		計画策定6地区	継続
c 自転車利用環境の整備	◎		
・自転車総合計画に基づき、自転車等駐車をはじめとする自転車利用環境の整備を推進します。 ・駅や繁華街については、鉄道事業者及び関係者と協議・検討を進めます。 ・通勤・通学あるいは業務・買い物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルは、鉄道事業者と協力・連携して導入を促進します。 ・集客施設等に対し、自転車駐車の付置義務を課し、自転車等駐車の整備を促進します。 ・歩行者と自転車走行スペースの分離等自転車走行空間の整備を進めます。 （以上 建設局）		自転車等駐車場設置箇所数 77 放置自転車撤去台数：75,000台 レンタサイクル設置箇所数：5箇所 付置義務設置箇所数（平成17年12月末時点）：168箇所（21,820台） 整備延長実績（平成17年3月末時点） 歩道＋自転車道，自転車歩行者道494km 自転車歩行者専用道，自転車専用道35.7km	継続
d バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進	◎		
市バス・地下鉄への利用促進を図るため、他の輸送機関との連携を考慮した路線・ダイヤの改善やバス専用レーン円滑化の啓発等による運行の改善，ITを活用したポケロケの運用やバスロケーションシステムの増設，主要駅へのイベント情報板の設置による案内情報サービスの充実，ICカード導入の検討や企画乗車券の発売等による乗車券制度の充実，車庫見学会等のイベントの開催，観光旅客誘致関連協議会への参加や京都市観光施策との連携等，様々な取組を実施します。（交通局） リーフレット・ポスター作成や近畿圏の主要駅等でのキャンペーン実施などの啓発活動を通じて、公共交通を利用した京都への観光客誘致を推進します。（産業観光局）		実施中	継続
e 交通需要管理施策（TDM施策）の導入と推進	◎		
平成１５年６月に策定した「「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」（京都市TDM施策総合計画）に基づき、観光地や都心部における交通需要管理施策（TDM施策）を推進します。 具体的には、嵐山及び東山地区において、自動車の流入抑制策としてパーク＆ライドや地区内の交通円滑化のための臨時交通規制などの交通需要管理施策（TDM施策）を推進します。 また、京都の活力と魅力が凝縮された都心部、いわゆる歴史的都心地区において、魅力あふれる道路空間の実現に向け、交通環境の改善を図る「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組みます。 （都市計画局）		観光パーク＆ライド利用台数 17年度 1,353台 （４日間合計）	継続
f 軽量軌道公共交通機関（LRT）等の検討	◎		

軽量軌道公共交通機関（L R T）について、平成17年8月に公表した調査報告書に基づき、市民等との議論を深めるために選んだ2つのモデル路線（今出川線と小環状線）を中心に、沿線住民との意見交換や関係機関との調整を図るなど、市民と一体となった検討を行います。（都市計画局）		検討中	継続
g 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進			
・JR山陰本線複線高架化事業，京阪淀駅周辺整備事業を促進します。 ・阪急京都線連続立体交差化事業を促進します。（以上 建設局）		工事・用地買収 詳細設計	継続
地下鉄東西線を京福電鉄嵐山線と結節させ，広域的な鉄道ネットワークを形成し，京都市南西部地域と都市部間の交通利便性の向上を図ります。（交通局）		地下鉄東西線（二条～天神川間）の延伸	継続
h 交通流の円滑化の推進			
都心部の交通渋滞を緩和するとともに，都市活動の活性化に資するため，道路交通網の整備を促進します。（建設局）		実施中	継続
i アイドリング・ストップの普及			
啓発チラシ・ステッカー配布等によるアイドリング・ストップ啓発運動を延べ17箇所を実施しました。来年度以降も充実強化の方向で継続実施していきます。（環境局）		啓発チラシ・ステッカー約13,900枚配布	継続
市バスへのアイドリングストップバス車両の導入を拡大しています。（交通局）		17年度末までに371両導入	継続
(エ) 民生部門対策（暮らし，建築物における削減対策）			
a ライフスタイルの見直し		◎	
(a) 家庭における排出量の把握促進		◎	
学習会の開催などを通じて，家庭から出される温室効果ガスの排出量を把握するための環境家計簿の普及を推進しています。（環境局）		環境家計簿参加者1,000人	継続
広報印刷物における啓発記事の掲載や，ホームページにおける環境配慮情報の提供等を通じて，消費者啓発に取り組んでいます。（文化市民局）		実施中	継続
(b) 温暖化対策診断の促進		◎	
専門家による太陽熱利用，照明，厨房，冷暖房，給湯機器の性能等について経済性評価を含めた総合的なアドバイスを提供する温暖化対策診断を促進します。（環境局）			着手前
(c) 環境配慮型商品等の優先購入（グリーン購入）等の促進		◎	
京都市地球温暖化対策条例を施行し，平成17年10月から，家電販売店に対し，温室効果ガスの排出量が相当程度大きい機器（エアコン）への省エネ性能の表示と消費者への説明を義務付けています。（環境局）		市内450店舗を想定	継続
平成16年11月に京都グリーン購入ネットワークを設立し，グリーン購入，グリーン調達を促進しています。（環境局）		前述のとおり	継続
広報印刷物における啓発記事の掲載や，ホームページにおける環境配慮情報の提供等を通じて，消費者啓発に取り組んでいます。（文化市民局）		実施中	継続
(d) 自転車の利用促進		◎	

	徒歩や自転車利用のための施設整備を推進します。（建設局） 伏見区「安心安全ネットワーク事業」により，区民参加の街頭啓発活動により，環境にやさしい乗り物である自転車をアピールし，利用を促進します。（伏見区役所）	自転車等駐車場設置箇所数 77	継続
b 事務所，店舗等の環境に配慮した活動の推進		◎	
	(a) 環境管理・監視等の普及（再掲）	◎	
	前述のとおり		継続
	(b) 事業者の排出抑制計画の策定促進等（再掲）	◎	
	前述のとおり		継続
	(c) グリーン購入・グリーン調達の促進（再掲）	◎	
	前述のとおり		継続
	(d) 商店街等の取組の支援	◎	
	商店街，小売市場，TMO（まちづくり運営機関）及びこれらの連合体が実施する環境を大切にしたい買物環境づくりに対して支援します。（産業観光局）	助成件数：0	継続
	(e) 旅館・ホテルの取組の支援	◎	
	宿泊施設における廃棄物の発生抑制，省エネルギーの実践，また自転車利用や徒歩による新しい観光コースの開発や地図の整備など都市型エコツーリズムへの取組を促進することにより，環境にやさしい観光の振興を図ります。（環境局，産業観光局）	「新観光振興推進計画」（平成18年1月策定）に盛り込んだ。	継続
	(f) 自動販売機による電力消費を削減する方策の検討	◎	
	京都市地球温暖化対策条例を施行し，平成17年10月から特定事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書の提出を求めています。（環境局）	実施中	継続
	(g) 24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討	◎	
	京都市地球温暖化対策条例を施行し，平成17年10月から特定事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書の提出を求めています。（環境局）	実施中	継続
c 建築物の省エネルギー化の促進		◎	
	京都市地球温暖化対策条例を施行し，平成17年10月から一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対して特定建築物排出量削減計画書の提出を求めています。（環境局）	平成17年度末までに21件提出	継続
	省エネ法に基づく省エネルギー措置の届け出制度を運用することにより，省エネルギー型建築物の普及を促進します。（都市計画局）	同上	継続
d ヒートアイランド対策の推進		◎	
	敷地の緑化に加え，ビルの屋上や壁面の緑化を推進することにより，葉面蒸発散による気化熱の冷却効果を利用して，ヒートアイランド減少を緩和していきます。市営住宅等の公共建築物においても，京都市公共建築デザイン指針等に基づき整備しています。（都市計画局他）	平成17年度市営住宅建設：緑地面積約1,458㎡	継続
	「堀川水辺環境整備」により，紫明通・堀川通導水路新設，堀川開渠部河道整備，親水整備を実施します。（建設局）	紫明通及び堀川通着手	継続
e 水共生プランの推進		◎	

透水性舗装の推進等により，地中への雨水浸透を図るなど，「京都市水共生プラン」（平成１６年３月策定）及び「京都市水共生プラン行動計画」（平成１７年８月策定）に係る取組を推進しています。（建設局）		整備延長実績 51.6km 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」作成（平成17年8月）	継続
「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」（平成１７年４月から運用）に基づき，市営住宅に雨水貯留樽を設置し，活用しています。（都市計画局）		平成17年度 市営住宅2団地で実施	継続
学校や消防署等，公共施設に雨水タンクを整備し，活用していきます。（消防局，教育委員会他）		学校（14年度に211校），消防署（16年度末現在4施設 17年度は1施設に設置）等の市施設に整備	継続
雨水貯留施設設置助成金制度を平成17年度に創設し，導入を促進するとともに，浸透性側溝の設置を進めています。（上下水道局）		助成金制度 申込72件（平成17年度実績）	継続
f 省エネルギー生活を普及させる仕組づくり			
広報印刷物における啓発記事の掲載や，ホームページにおける環境配慮情報の提供等を通じて，消費者啓発に取り組んでいます。（文化市民局）		実施中	継続
（g 公共施設の省エネルギー化の推進） 追加			
E S C O事業を活用・推進することにより，省エネルギー化改修を促進し，環境負荷の低減を推進するため，「公共施設・省エネルギー（E S C O）事業推進計画」を策定します。（都市計画局）		計画策定及び推進	継続
（オ）廃棄物対策（ごみ減量推進対策）			
a 廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）	◎		
前述のとおり			継続
b ごみの減量化・リユース・リサイクルの推進			
「ごみ減量推進会議」を中心に，市民，事業者，行政の協働によるごみの減量やリユースの促進に向けた取組を推進しています。（環境局）		地域ごみ減量推進会議数 80	継続
プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集について，市内約１割世帯における分別収集に取り組んでいます。平成19年度には，対象を全世帯に拡大する予定です。（環境局）		対象世帯数 72,000	継続
家庭ごみ収集における有料指定袋制導入 ごみの総排出量削減のため，ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施します。（環境局）			⑱新規
c 良好な都市ストックの形成・有効活用			
公共建築物の長寿命化に向けた取組や，公共建築の最適維持管理（アセットマネジメント）の取組を進めています。市営住宅の建設・改善等に当たってもそうした観点で取り組んでいます。 平成１６年度には，施設管理者向けの保守点検の手引きを作成しました。今後は，施設の保全計画の作成などの取組を推進していく予定です。（都市計画局）		実施中	継続
d 下水汚泥のリサイクルの推進			

	平成7年度から、下水汚泥から生成される溶融スラグを透水性ブロックなどの建設資材として有効利用しています。（上下水道局）	製造量 2,513t/年 （平成17年度実績）	継続
	e 産業廃棄物処理指導計画の推進		
	資源循環型社会システムの構築，環境にやさしい廃棄物処理システムの構築を基本理念とした産業廃棄物処理指導計画に基づくごみ減量化を推進しています。（環境局）	発生量289.6万t/年 再生利用量82.6万t/年 （⑬実績）	継続
	f 缶・びん・ペットボトルの再資源化中間処理施設の整備		
	缶・びん・ペットボトルの再資源化中間処理施設の整備を進めています。（環境局）	缶・びん・ペットボトル分別収集 17,791t/年（平成16年度実績）	継続
イ 吸収源対策（都市緑化・森林保全誘導策）			
	（ア）森林の保全・整備等の推進		
	a 森林の適切な保全整備		
	「森林総合整備事業」により，森林機能の維持・強化を図るため，地域の特性に応じて，造林，下刈，除間伐等の適切な森林の整備・管理を促進し，持続可能な森林の管理を行っています。（産業観光局） 「林業担い手対策事業」により，森林整備の担い手の育成・確保を推進します。（産業観光局）	植林・保育面積 1,001ha 年間就労日数 19,060人日	継続
	b 里山空間など多様な森林の整備		
	「森林総合整備事業」により，森林の持つ保健・文化的価値や潤いのある生活環境の保全・創出のため，里山空間の整備など利用目的に応じた多様な森林の整備を進めています。（産業観光局）	保育面積 27ha	継続
	c 緑化技術の導入		
	道路改良工事及び道路災害復旧工事において，緑化技術などの工法の採用に努めます。（建設局）	緑化技術使用の工事面積910㎡ （平成17年度実績）	継続
	d 緑化の推進		
	「合併記念の森創設事業」により，地球温暖化対策に有効な森林の保全を基本とした自然との共生を目指す森づくりを推進します。（産業観光局） 緑化団体との連携などにより，緑化推進体制の充実を図るとともに，各種イベント等を通じて普及・啓発を推進します。 平成11年2月に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき，公共施設や，民有地の緑化を推進します。民有地に関しては，「生け垣緑化助成制度」や，ビルの屋上・壁面緑化の「建築物緑化助成制度」を活用した緑化の推進を行います。 （以上 建設局） 「まちなかの緑化推進事業」により，区民とともに緑化を推進するとともに，事業者等への緑化啓発を図ります。（中京区役所） 下京区基本計画推進事業「花いっぱい・まちの美化」により，「花いっぱい」運動など誰もが参加しやすい活動を全区的に展開します。（下京区役所）	計画策定（一部） 梅小路公園グリーンフェア（平成17年度春秋）45,000人 ホームページによる情報発信28,000件（17年度） 市民園芸教室，街路樹のパトロール等 「生け垣緑化助成制度」（⑪～⑰総実績） 116件1,569m 緑化推進拠点としての中京区総合庁舎の緑化の完成	継続
	（イ）都市公園，公共施設等の緑化推進		
	a 都市公園の整備		

		平成11年2月に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な配置，緑豊かな都市公園などの整備により，都市の緑化を推進しています。（建設局）	市民一人あたりの公園面積4.56㎡ （⑰実績）	継続
		b 工場・産業団地の緑化推進		
		工場や事業場等における緑化を推進しています。（環境局）	94件/年 （⑰実績）	継続
		c 公共施設等の緑化		
		京都市公共建築デザイン指針に基づき，公共施設等の緑化に取り組んでいます。（都市計画局他）	実施中	継続
		「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」（平成17年4月から運用）に基づき，市営住宅の緑化に取り組んでいます。（都市計画局）	屋上緑化は平成16年度に1団地実施	継続
		街路における緑化の推進を図るため，平成17年度に街路樹里親制度の創設を検討し，試験的に実施しています。また，街路樹剪定時期を紅葉後に遅らせるモデル路線の拡充にも取り組んでいます。（建設局）	モデル路線拡充 （延長：17.5km， ⑰末）	継続
		学校におけるビオトープや花と緑のグリーンベルトの整備を推進しています。また，屋上緑化，壁面緑化，緑のカーテンの整備や校庭芝生化を実施しています。（教育委員会）	ビオトープは平成16年度末までに43校に整備，平成17年度は1校に整備 グリーンベルトは平成16年度末までに55校実施，平成17年度は1校実施 屋上緑化は平成16年度末までに4校実施，平成17年度は1校実施 壁面緑化は平成16年度に1校実施，平成17年度は5校実施 緑のカーテンは平成17年度に7校実施 校庭芝生化は平成16年度末までに5校実施	継続
		(ウ) 木材資源の有効利用の推進		
		「杣人の工房事業」として，地域における木材の利用促進を図るため，市内外の消費者や事業者に対する普及・啓発を推進します。また，間伐材の需要拡大に向けて，多様な活用方法の確立や利用・供給情報の整備・提供を推進します。（産業観光局）	工房来訪者数1,125人/年 啓発イベント5回	継続
		ウ その他の温室効果ガス排出削減対策		
		(ア) メタン対策		
		a 環境保全型農業の推進		
		(a) 有機物・水管理の適正化		
		「環境と人に優しい自然循環型京都農法推進事業」により，環境への影響の少ない有機物資材施用技術の確立や，適切な土壌管理手法の研究・指導を推進します。（産業観光局）	環境にやさしい農業実践面積1100㎡	未定
		(b) 家畜ふん尿の適正処理		

		家畜ふん尿の好気性発酵など適正な処理を指導します。（産業観光局）		畜産農家にて堆肥化して自家農地等に利用	現状維持
	b	廃棄物対策の推進			
		(a) 有機物の埋立抑制・適正化			
		廃棄物の処理において、有機物の埋立処分の抑制やメタン排出の少ない埋立（準好気性埋立：埋立地の中に集水管を設け、ごみ内部に空気を確保して好気性にする埋立）方法を指導しています。（環境局）		埋立処分量13.8万t（⑬実績）	継続
		(b) 廃棄物の減量化，リユース・リサイクルの推進（再掲）			
		前述のとおり			継続
		前述のとおり			継続
		(イ) 一酸化二窒素対策			
	a	環境保全型農業の推進			
		(a) 施肥管理の適正化			
		「環境と人に優しい自然循環型京都農法推進事業」等により，環境への影響の少ない施肥技術の確立と普及・啓発を推進します。（産業観光局）		・環境にやさしい農業実践面積1100㎡ ・堆肥生産量1200t（JA京都中央大原野事業センター内堆肥センターの利用）	未定（現状維持）
		(b) 家畜ふん尿の適正処理（再掲）			
		家畜ふん尿の好気性発酵など適正な処理を指導します。（産業観光局）		畜産農家にて堆肥化して自家農地等に利用	現状維持
	b	廃棄物対策の推進			
		(a) 廃棄物の減量化，リユース・リサイクルの推進（再掲）			
		前述のとおり			継続
		前述のとおり			継続
		(ウ) 代替フロン等対策			
		京都市環境保全資金融資制度を通じて，事業者における回収装置等の整備を支援しています。（環境局）		⑰実績なし	継続
		エ 取組の輪を広げるための誘導策（普及・啓発等）			
		(ア) 市民・事業者の取組支援			
	a	環境教育・学習の推進	◎		
		(a) 環境教育の推進	◎		

・環境教育副読本を活用した学習や自然とのふれあい等の体験活動を充実するとともに、環境保全活動への参加や家庭と連携した環境教育に係る取組を促進するなど、小・中学校、高等学校、養護学校における環境教育を推進します。 ・環境教育教材の開発・提供を推進するとともに、環境教育指導資料の活用方法、環境教育の取組の実践例の紹介など、各種講座や研修会を通して、教員の指導力向上のための取組を推進します。 ・K E S 学校版認証取得や環境教育指定校への指定など環境教育の実践活動強化を推進します。 ・雨水タンクや太陽光発電・風力発電システムなどを環境教育に活用します。（以上 教育委員会）		・第7回「地域教育フォーラムin京都」で環境教育の分科会を開催（8月22日） ・「環境教育」研修会の実施、環境教育実践事例集の作成・配布、教員研修の実施 ・K E S 学校版「環境にやさしい学校」の全校実施に向けた取組の推進、全市立学校・幼稚園における環境宣言の策定 ・雨水タンク及び太陽光発電（前述のとおり） ・風力発電16年度末まで7校、17年度に61校設置	⑱以後風力発電約80校設置予定
(b) 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）における環境学習の推進	◎		
・体験機能を有するごみ問題や地球温暖化防止の常設設備を通じ、市民一人一人による環境意識の定着と実践活動への誘導を促します。環境省の主催するこどもエコクラブの活動を通じ、実体験を通じた児童・生徒の環境学習を推進します。各種環境交流会やセミナー等により、市民と環境N P O、事業者が協働するグラウンドワーク活動や環境ボランティアの自主的な活動など環境活動のリーダーの育成を推進します。環境啓発図書やビデオ等を収集整備し、市民の環境学習のための情報提供等を行います。市民、環境N P O、事業者とのパートナーシップによる取組推進のため、環境情報システムを活用して、情報の共有や双方向の情報交換を行います。（環境局） ・青少年科学センターと連携して小学生にエコ学習を実施しています。（教育委員会）		・来館者 約7万人/年 ・主催事業（17年12月末）162事業、7,006名参加 ・センター学習約1万人/年	継続
b 市民活動等の促進支援	◎		
(a) 市民活動の展開・促進	◎		
「京のアジェンダ21フォーラム」や「京都市ごみ減量推進会議」などとの連携や、市民活動総合センターの運営を通じて、市民や市民活動団体の地球温暖化防止に向けた取組を支援していきます。（環境局）		実施中	継続
(b) 地域参加型環境保全の推進	◎		
・「リサイクル・フリーマーケット」を開催し、子どもたちを主なターゲットにした環境学習の機会を積極的に提供しています。また、区民交流イベントの開催による環境意識の啓発を行います。 ・環境問題に区民主体で取り組む団体への助成事業を行います。 ・十石舟運行路の宇治川派流へ植樹を行います。（以上 伏見区役所）		実施中	継続
c 広報・啓発の推進	◎		
・平成15年度に、環境省補助による二酸化炭素排出抑制のための新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等マスコミ啓発を行いました。 ・平成16年度には、京都議定書発効及び条例施行を契機とした市民しんぶんへの記事掲載、普及啓発パンフレット（市民向け及び事業者向けの2種類）の作成、シンポジウムの開催、新聞、ラジオ、雑誌等による広告の掲載や啓発看板の設置、公用車・タクシーバックウィンドー用ステッカーの掲示などの多彩な広報啓発を行いました。（環境局）		実施中	継続

	・みやびじょんの行政コーナー，市民しんぶん区版，ホームページ，電光掲示板を活用した広報，啓発を行います。 ・小学生の清掃活動を通した環境問題への啓発活動にも取り組んでいます。（以上 伏見区役所） ・地球環境をテーマにした講習会やフェア等の開催を通じて，市民一人ひとりの地球温暖化問題に対する理解を深める機会を提供します。（教育委員会）		・実施（伏見区役所） ・京都議定書発効イベント開催（教育委員会）	継続
	d 観光客への啓発	◎		
	環境配慮宿泊施設（エコホテル）の取組を促進するとともに，観光客に対して取組への理解を求め，協力を要請します。エコホテルやレンタルサイクル等の取組情報を提供し，観光客への啓発を行い，取組を支援します。（環境局，産業観光局）		「新観光振興推進計画」（平成18年1月策定）にエコツーリズムの推進等を盛り込んだ。	継続
(イ) その他の取組の推進				
	a 国際協力の推進			
	平成8年から「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」に加盟し，気候変動防止都市キャンペーン等に参加するなどの活動を展開しています。（環境局） 京都市長の呼び掛けで，地球温暖化対策に特化した自治体リーダーのネットワーク組織「気候変動に関する世界市長・首長協議会」が平成17年12月に設立されました。（環境局）		世界市長・首長協議会メンバー：11箇国15都市（平成17年12月現在）	継続
	b 国立総合地球環境学研究所との連携			
	地球環境問題の解決に向けて，既存の学問分野の枠組みを超えた総合的視点に立つ地球環境学の構築を目指し，平成18年4月に開所の「大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所」の施設整備を支援しました。（総合企画局）		平成18年4月 開所	完了
	c 調査研究の推進			
	地球温暖化など地球環境問題に関する調査研究を推進します。また，リサイクル，省エネ・省資源，地球温暖化防止に関する技術開発研究を推進します。（環境局）		平成17年11月から，産・学・公の連携の下，「水素ガス」をバイオマスから精製し，燃料電池に活用する研究に取り組んでいる。	継続
	d 測定・監視の実施			
	各種統計資料のデータから，市内の温室効果ガス排出量を推計する簡易算定システムを構築し，定期的な排出実態の把握に努めます。（環境局）		2000年以降，排出量を把握	継続
	(e 動物愛護の推進) 追加			
	市民に対し，犬猫の適正飼養について啓発することにより，放棄される犬猫の数の減少を促進して，殺処分に使用する二酸化炭素の量の削減を推進します。（保健福祉局）		CO2排出量 1,100Kg/年	削減に向けて 継続
オ 市役所の率先実行				
	(ア) 新京都市役所エコオフィスプランの推進			

新京都市役所エコオフィスプラン（地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画）に基づき、本市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制を推進しています。（各局区） 今年度、改定に向けた見直しを行っているところです。（環境局）		平成16年度の市役所における温室効果ガス排出量 約505,857トン 前年度比0.8%（約3,776トン）増（ほぼ横ばい） 基準年である平成10年度比では8.0%（約43,882トン）減少	継続
平成18年1月、市庁舎及び消防庁舎から出るごみを限りなくゼロに近づけていく「ゼロ・エミッション」を宣言しました。平成18年4月から、実践活動を展開します。（総務局・環境局）	18年4月～C02 184t/年削減	⑬新規	
（イ）環境マネジメントシステムの構築・推進			
ISO14001認証を取得し、本市自らが行う事務事業の実施に伴う環境負荷を低減させることはもとより、すべての行政分野において環境を基軸とした展開を図っています。（環境局他）	実施中		継続
男女共同参画センターや上下水道局の事業所等においてKESの認証取得を進めています。（文化市民局、上下水道局）	男女共同参画センター18年度認証取得予定 上下水道局営業所等：平成17年度に7箇所認証取得、18年度に10箇所認証取得予定		継続
（ウ）戦略的環境アセスメントの導入			
事業の実施段階で行われている環境影響評価制度の適正な運用を図るとともに、事業計画の立案段階で環境配慮を図る戦略的環境アセスメントを行う制度を行っています。京都市計画段階環境影響評価要綱による環境配慮報告書の縦覧を行うとともに、下京消防署整備事業に制度を適用しました。（環境局、消防局）	環境配慮報告書の縦覧：4件		継続
（エ）行政評価システムによる評価点検			
本市における行政評価システムにおいて、市の事務事業における成果の評価・点検に環境負荷の視点を加えます。（総務局、環境局）			着手前
（オ）環境会計の導入			
ISO14001による環境マネジメントシステムの導入と併せて、本市の事務事業における環境負荷低減の取組について、その効果等を数値化してわかりやすく説明、公表する環境会計を導入します。（環境局）	5事業所で費用と効果を評価（⑭）		継続
下水道事業における環境保全取組のコストと効果を定量化した環境会計を含めて、環境の視点から下水道事業を説明する環境報告書を作成します。（上下水道局）	下水道事業環境報告書の導入	⑭以降、下水道事業における環境会計事業の導入 下水道事業の環境報告書の作成と公表（継続）	
（カ）契約における環境負荷軽減の取組			

	政策入札を導入，実施します。総合評価一般競争入札を実施する場合において，環境配慮に関する評価項目を設定することを検討するとともに，引き続き，環境に配慮した政策入札を実施するため，対象事業の検討を進めます。（理財局）	環境対策を含めた性能，機能や技術力を総合的に判断する「政策評価方式」の入札を3件実施済。 入札参加機会の優遇策の一つとして，KESやISO14000シリーズ取得者を平成18年度から加点評価している。	継続
第5章 目標達成に向けた施策の推進			
1 施策推進の原則			
（1）地球温暖化防止条例（仮称）の制定		◎	
平成16年12月，京都市地球温暖化対策条例を制定し，17年4月から施行しました。同年10月から特定事業者等に対する3つの義務規定をスタートさせています。（環境局）		条例の実施	完了 (施行)
（2）庁内推進体制の強化		◎	
平成17年4月，京都市地球温暖化対策条例に基づき，市政の各分野において，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため，市長を本部長とする各局・区・支所長で構成する全庁横断的な組織体制として，「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置しました。本部には，部門別の5つの部会（①産業・業務，②家庭，③運輸，④率先実行，⑤環境教育・普及啓発）を設置しています。（環境局）		本部の設置	継続
（3）広域的連携		◎	
国や府が行う地球温暖化防止のための施策と連携するとともに，関西広域連携協議会や，地球環境関西フォーラムという近隣市町村が集まる場も活用しながら，他自治体との情報交換を進め，より一層連携を強化していきます。（環境局）		実施中	継続
（4）協働体制の充実		◎	
「京のアジェンダ21フォーラム」や「京都市ごみ減量推進会議」を中心として，市民，事業者，行政のパートナーシップによる取組の推進を図っています。（環境局）		京のアジェンダ21フォーラム参加会員数（人・団体）539（18年3月現在） 地域ごみ減量推進会議数 80	継続
（5）モデル事業・社会実験等の取組促進		◎	
「京のアジェンダ21フォーラム」を中心として，市民，事業者，行政のパートナーシップのもと，省エネラベルの普及など，先進事例となるようなモデル事業や社会実験に取り組んでいます。（環境局）		省エネラベル普及等	継続
（6）財政上の措置・制度の検討		◎	
自然エネルギー導入に向けての補助金制度や税制度等の検討，市民・事業者・行政の拠出する「京都市地球温暖化防止基金（仮称）」の設立，地方環境税の導入の検討等，有効な財政上の措置を検討します。（理財局，環境局）		検討中	継続
（7）市民・事業者の取組支援		◎	

「京のアジェンダ21フォーラム」や「京都市ごみ減量推進会議」などとの連携や、市民活動総合センターの運営を通じて、市民や事業者、市民活動団体の地球温暖化防止に向けた取組を支援していきます。（環境局）			実施中	継続	
	ア 環境教育・学習の推進（再掲）		◎		
		a 環境教育の推進	◎		
		前述のとおり			⑱以後風力発電約80校設置予定
		b 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）における環境学習の推進	◎		
		前述のとおり			継続
	イ 市民活動等の促進支援（再掲）		◎		
		a 市民活動の展開・促進	◎		
		前述のとおり			継続
		b 地域参加型環境保全の推進	◎		
		前述のとおり			継続
2 進捗状況の評価及び公表					
	(1) 報告書の作成等		◎		
	定期的に計画の進捗状況进行评估し、結果については、年次報告書を作成するなどの方法により公表します。また、本計画の評価は、温室効果ガス排出量の推移をもとに行うこととしますが、補助的な指標として、対策の実績等については指標を設定します。（環境局）			年度内方針決定	⑱実施

資料 2

電気の排出係数

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定するための係数（排出係数）は、次の式により求められます。

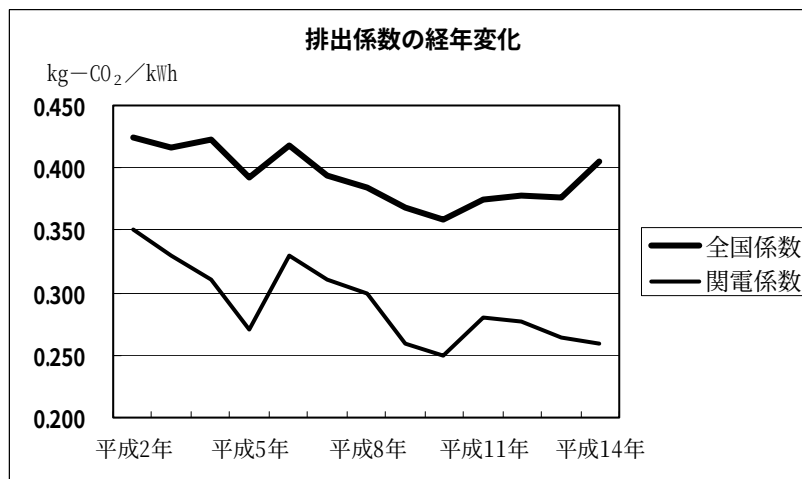
$$\text{排出係数} = \frac{\text{火力発電所から排出されたCO}_2\text{排出量}}{\text{一般電気事業者が供給した電力の量}}$$

このため、排出係数は、火力発電所の稼働率によって毎年変動します。

また、電力会社によって電源（水力、火力、原子力）比率や燃種（石油、石炭、天然ガス等）が異なるため、地域（電力会社）ごとに、排出係数（地域係数）も異なっています。

わが国から排出される温室効果ガスの総排出量を求める際の排出係数として、全国10電力会社の平均値（全国係数）が公表されており、一方、地域係数としては、(株)関西電力が自社の排出係数（関電係数）を公表しています。

(株)関西電力の電源構成は、他の電力会社に比べて火力発電の比率が低いため、関電係数は全国係数よりも低くなっています。



一方、国や自治体の事務事業から排出される二酸化炭素の量を把握する際に使用する係数は、毎年変動すると個々の事業による取組成果が反映できないため、地球温暖化対策推進法では、平成12年の全国係数（0.378 kg-CO₂/kWh）を用いて算定しています。

本市では、温室効果ガスの総排出量の把握に当たっては、全国や他都市との状況と比較しやすいことやより厳しい現状認識に立って施策を進めていく必要があることから、従来から全国係数を用いて排出量を算定しています。

なお、地域係数を用いている自治体もあることから、参考までに地域係数を用いて京都市の排出量を算定した場合、

1990年：752万トン→2002年：695万トン

となり、この場合には、基準年から57万トン（7.6%）減少しています。

また、各々の施策によって削減可能な二酸化炭素の量の把握に当たっては、排出係数の変動による影響を受けないよう地球温暖化対策推進法に定める排出係数（0.378 kg-CO₂/kWh）を用いています。

資料 3

国が定めた京都議定書目標達成計画について

2002（平成14）年におけるわが国の温室効果ガスの総排出量は、13億3,100万トン、基準年比で7.6%増加となっており、削減約束との差は13.6%となっています。

これは、温室効果ガス排出量の9割程度を占めるエネルギー起源CO₂の排出量が大幅に増大（基準年比約12%増加）したことによるものであり、京都議定書における6%の削減約束を達成するためには、従来実施している対策・施策に加え、更なる対策を実施する必要があることから、2005（平成17）年4月、京都議定書目標達成計画が閣議決定されました。

(1) 京都議定書目標達成計画の考え方

国が定めた6%削減に向けた考え方の概要は以下のとおりです。

- ・温室効果ガスの排出抑制※ — 0.5%
- ・温室効果ガス吸収源（森林吸収） — 3.9%
- ・京都メカニズムの活用 — 1.6%
- ・上記3つの合計により6%削減としています。

※温室効果ガスの排出抑制については、ガスの種類ごとに、エネルギー起源CO₂0.6%増、非エネルギー起源CO₂0.3%減、メタン0.4%減、一酸化二窒素0.5%減、代替フロン等3ガス0.1%増としており、合計で0.5%減を見込んでいます。

(2) エネルギー起源CO₂の部門別の削減目標について

エネルギー起源CO₂は、合計で基準年比0.6%増を目標としており、部門別の目標値等は下表のように設定しています。

京都議定書目標達成計画によるわが国の部門別二酸化炭素排出量と目標値等

単位：百万トン

	1990 年 (基準年)	2002 年	2010 年			
	排出量	排出量	目標値	削減量	基準年比	2002 年比
産業部門	476 (100)	468 (98)	435 (91)	33	－8.6%	－7.1%
運輸部門	217 (100)	261 (120)	250 (115)	11	＋15.1%	－4.2%
民生・家庭部門	129 (100)	166 (129)	137 (106)	29	＋6.0%	－17.5%
民生・業務部門	144 (100)	197 (137)	165 (115)	31	＋15.0%	－16.2%
エネルギー転換部門	82 (100)	82 (100)	69 (84)	13	－16.1%	－15.9%
合 計	1,048 (100)	1,174 (112)	1,056 (101)	118	＋0.6%	－10.1%

注1 括弧内は基準年を100とした場合の指数である。

注2 四捨五入の都合上、2002年の排出量と2010年の目標値の差が削減量と一致しない場合がある。